

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
867	令和3年6月28日	令和3年7月20日	各省庁から出される調査票に関して	各省庁から企業や事業者に出される調査票に関してです。基幹統計調査や、一般統計調査など。各省庁から送られてくる調査票は重複している項目も多数あり、フォーマットなど、統一は出来ないのでしょうか？もしくは各企業1部の調査票にまとめる事はできませんでしょうか？	複数の調査票が企業や事業所に送られ、記入担当者は疲弊しており、記入の為、残業をしたり休日出勤をして対応している状況があります。また今年はコロナ禍で調査票どころではないと多くの企業が日々を過ごすことで手一杯です。少しでも負担が減るような事ができると業務の方に集中できると思います	個人	総務省	国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告者の負担軽減等に留意して対応しております。統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった観点から審査を行っています。また、令和2年6月に閣議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	
868	令和3年6月28日	令和3年7月20日	各種政府提供IT関連ソフトウェアについて	国税庁提供のe-taxを利用しています。一昨年末までWindows環境で使用していましたが、昨年からmac OSの環境で利用しています。ただし、macOSのバージョンアップにシステムが追いついていけずOSや使用ブラウザのSafariをアップデートすると動作保証以外となりどうでしょうか。多少の時間がかかるのは致し方ないとしてもあまりに時間がかかりすぎるものと早く対応しないと利用する人が減少する。	今のITの世界ではほぼオンラインでの処理が主であり、OSを問わないのが常識だと思います。いちいちブラウザのバージョンアップやOSのバージョンアップで使用するの可否が決まるなんて設計ミスと思われる。ある程度の期間は我慢しますが、このままの仕様では費用が嵩むだけです。益々、政府提供のシステムは避けます。	個人	財務省	e-Taxソフト(WEB版)をご利用いただくための環境として、推奨しているOS及びブラウザは以下のとおりです。  Windowsをご利用の方 OS Microsoft Windows 8.1、Microsoft Windows 10 ブラウザ Microsoft Internet Explorer 11 Microsoft Edge (Chromium) Google Chrome  Macintoshをご利用の方 OS mac OS 10.13(High Sierra) mac OS 10.14(Mojave) mac OS 10.15(Catalina) mac OS 11(Big Sur) ブラウザ Safari 13.1(mac OS 10.13(High Sierra)の場合のみ) Safari 14.0	なし	現行制度下で対応可能	e-Taxをご利用いただくための環境につきましては、OSやブラウザソフト等の新しいバージョンがリリースされ次第、できる限り速やかに対応するよう努めているところであります。引き続き、ご利用される皆様が不便を感じないよう、できる限り速やかに対応してまいります。	
869	令和3年6月28日	令和3年7月20日	小中高大などの学校に提出する治癒証明書について	学校指定感染症にかかると登校可能証明書または治癒証明書の提出を必要とする学校や都道府県あるいは市町村があります。しかしながら、インフルエンザなどの一部の感染症は明らかに発症後の治癒について目安になる基準が設けられています。例えばインフルエンザについては、発症後5日あるいは解熱後2日を経過したら治癒という目安があるのにもかかわらず、経過後にたくさん体調の悪い患者さんと同じ空間での再受診、そして学校提出のための治癒証明書を有料で書いてもらうなどが強いられています。文科省などの国を通して、この証明書の提出を見直して頂けないでしょうか？	この登校可能証明書や治癒証明書を発行して頂くのに、せっかく治癒した方が再度、感染のリスクを伴う再受診や証明書発行に手数料がかかるという矛盾が生じております。感染症の専門医の方々や医師の方々の中にも、この矛盾さをブログなどで指摘して証明書の不要を話されております。さらには厚生省もこの証明書の提出については望ましくないと考えております。また各地域や学校によっても提出を求める所と提出を求めない所もあり、かなりばらつきが見られます。そこで可能ならば、文科省や厚生省などの国の機関がしっかりと全学校や都道府県、全市町村に対して統一して証明書の提出不要というようにして頂けないでしょうか？	個人	文科科学省	出席停止の期間の基準については学校保健学校安全法第十九条で定められています。	なし	対応	治癒証明書については、文科科学省の監修のもと、公益社団法人日本学校保健会において「学校において予防すべき感染症の解説＜平成30(2018)年3月発行＞」を作成しており、2.1)学校において予防すべき感染症の考え方(第一種、第二種、第三種)(P16)において、治癒証明書等の提出は一律に求める必要はない旨を記載し、周知をしています。	
870	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国税局所掌の大規模法人の税務手続きについて	1 国税局所掌の法人(以下「大規模法人」という。)の全税目の税務調査について国税局で行い、更正決定、申請承認に係る処分を税務署長から国税局長に一本化する。2 大規模法人の確定申告書、申請書、届出書等の税務書類の提出先を国税局に一本化し、提出部数は原則1部とする。	<上記1の理由について> 1 大規模法人の法人税・消費税調査は、国税局が担当しているが、源泉所得税は所轄の税務署で調査を担当している。税目を担当部署が異なるため、調査を別々で受けることになり、納税者にとって負担となっている。納税者側に不都合がある場合を除き、国税局による同時調査とすることが望ましい。 2 国税局による法人税・消費税調査の結果、更正決定が行われる場合であっても、税務署長が更正決定通知書を送達する必要があるため、更正決定時期が1~2か月程度、遅くなる傾向がある。審査部局でのチェック時間以外に、税務署と国税局との間で書類のやり取りに時間がかかっているものと推測される。国税局長が送達すれば、納税者が通知書を受領するまでの時間短縮や行政事務の効率化につながる。 <上記2の理由について> 1 大規模法人の確定申告書、申請書、届出書等の税務書類の提出部数は、2部であるものが多い。納税者負担軽減及び行政事務効率化の観点から提出先を国税局に一本化し、税務署での業務に使用する必要最低限の書類を除き、提出部数を1部にすることが望ましい。 2 大規模法人が国税局から法人税・消費税の調査を受け、修正申告書を提出する場合、提出先は調査を受けた国税局ではなく、所轄の税務署である。国税局が税務署から修正申告書を受領し、当該修正申告書に基づき加算賦課通知書を作成し、税務署に送付するという流れになるため、税務署から実際に通知書が送達されるまでに相当な時間がかかる場合が多い。修正申告書の提出先が直接国税局であれば、通知書送達までの時間が短縮できる。	個人	財務省	資本金額又は出資金額が一億円以上である法人及び外国人についての法人税及び地方税法並びに消費税の調査は、原則として、納税地を所轄する国税局において担当しています。また、当該法人に対する源泉所得税の調査は、給与支払事務所の納税地を所轄する税務署において担当しています。このため、大規模法人など支店や事業所等を多数有している場合には、給与支払事務所に源泉徴収義務者として納税を行う必要があるため、法人税及び地方税法並びに消費税の納税地と源泉所得税の納税地が一致しない場合もあります。なお、それら法人に対する更正又は決定に係る処分は、法令に基づき、税務署長が行います。所得税、法人税等の納税申告書は、その国税の納税地を所轄する税務署長に提出します。また、申請書及び届出書等は、納税地を所轄する税務署長等に提出します。その際、国税局が所掌する法人については、2部又は3部提出していただくようご協力をお願いしています。また、申請に係る承認又は却下の処分は、法令に基づき、税務署長等が行います。	財務省組織規則第514条、同553条、調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令(大蔵省令第四十九号)、国税通則法第21条、同27条、同30条ほか	その他	国税局が所掌する法人(以下「局所管法人」という。)は、全国に多数の支店・事業所等を有する法人が多く、制度の現状欄に記載のとおり、源泉所得税の納税地と法人税等の納税地が一致しない場合もあります。源泉所得税の調査を担当する税務署において局所管法人の調査が必要と判断した場合には、可能な限り、国税局と同時期に調査を行うよう調整を図っております。また、同時期に行う場合であっても、可能な限り、納税者に過重な負担が生じることのないよう配慮し、調査を行うこととしています。  更正又は決定等に係る処分は、制度の現状欄に記載のとおり、税務署長が行います。国税局の職員の調査したところに基づき更正又は決定等を行う場合には、国税局において、処分の内容が法律、通達に適合しているかどうかを適切に審査した上で、更正決定通知書等を作成しています。作成後は速やかに税務署に移送し、税務署において、所要の事務手続を経て、当該通知書に誤りのないことを確認した上で、納税者に送付しています。このように、更正又は決定等を行う際には、制度の現状欄に記載のとおり、税務署長が行いますが、効率的な事務処理に努めつつ、誤った通知書が納税者に送付されることのないよう慎重に事務処理を行っております。  申告書、申請書、届出書等の税務書類の多くは、制度の現状欄に記載のとおり、税務署長に提出していただくこととなります。国税局が所掌する法人の修正申告書や更正の請求書等が書面に税務署に提出された場合には、早期に国税局に送付する手続を徹底しているほか、申告書等がe-Taxで提出された場合には、より速やかに国税局で当該申告書等を確認することができます。また、国税局が所掌する法人が書面にて申告書等を提出する場合には、2部又は3部提出していただくようご協力をお願いしていますが、e-Taxであれば、1回の送信で完了しますので、積極的なご利用をお勧めしております。	
871	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国税庁 e-TAX の利用時間	国税庁 e-TAX の利用時間について電子申告、またその他の事前紐付け操作等の対応時間が、基本土曜、日曜がNGとなっている。365日、24時間の対応を求む。	政府の副業の推進、またコロナの影響から副業をする人が増えている中で、土曜・日曜しか時間が取れない人も多いと考える。また、これから確定申告時期となり、土曜・日曜にe-TAXの操作を行いたい人が急増すると考える。e-TAXへ移行させたいのであれば電子申告のメリットを最大限に活かす為、365日-24時間対応とすべき。	TechnoXross	財務省	番号650の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
872	令和3年6月28日	令和3年9月10日	トラックによる過積載の通報窓口	各県警HPや国交省HPへの通報窓口の設置。 国道などへの自動重量測定取締装置の設置拡大	近年トラックでの違法な過積載が目立っており、道路の路面破壊や、橋脚の早期劣化など維持管理だけでも莫大な費用がかかります。 街中を走っても、明らかな高さオーバーや重量オーバー(後輪の車高の下がり具合やタイヤの潰れ具合を見れば一目瞭然)を見かけますが、中々通報する事が難しいです。(運転中の通報や跡をつけて行く訳にもいかない為)その為専用の通報窓口の設置をお願いします。 同時に国道などへの自動重量測定取締装置の拡大設置もお願いします。設置台数が余りにも少なすぎます。 これを増やせば、過積載を減らし、無駄な道路維持費を抑える事ができると思います。 実際、私の住む福島県でも国道4号線ほか主要国道には素人が見ても過積載と分かる車両が平気で走っています。で、目の前にバトカーが走っても停めません。	個人	警察庁 国土交通省	道路は一定の重量・寸法の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されているため、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する観点から、その重量・寸法を超える車両は原則通行できません。そのため、一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両が道路を通行する場合、物流事業者等は道路法に基づく特殊車両通行許可を受ける必要があります。申請を受けた道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可を実施しています。 加えて、道路管理者は、上記に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のために必要な措置を命ずる権限があります。	道路法第47条第1項・14項 車両制限令第3条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条及び58条	現行制度下で対応可能	【警察庁】 違法に通行する特殊車両の取締りのため、自動重量計測装置による取締りのみならず、道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量計その他の車両計測機器を備えた取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的に取締りを実施しています。道路に関する御意見・御質問については、各道路管理者へお問合せいただくことが可能です。 また交通違反に係る情報提供については、各都道府県警察で設置している相談窓口等で受付を行っております。 【国土交通省】 自動重量計測装置の設置につきましては徐々に設置台数を増やしているところです。加えて、違法に通行する特殊車両の取締りのため、自動重量計測装置による取締のみならず、道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量計その他の車両計測機器を備えた取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的に取締りを実施しています。さらに、他の道路管理者等と連携して過積載車両の合同取締りも実施しております。いただいたご意見を踏まえまして、今後ともこうした取締りを実施していきます。 また、専用の窓口ではありませんが、各地方整備局・国道事務所HPで、通報を含めた道路に関するご意見を承っております。	
873	令和3年6月28日	令和3年7月20日	独立行政法人都市再生機構の民営化について	・現在、組織に税投入がなされているだけで法人税の納付等免除がなされているが、賃貸住宅の管理運営を行う団体であるため、民営化しても自らの物件管理で運営費を賄うことが可能であり、税金投入して国が経営を間接的に関与するのは、民間賃貸経営事業者の経営も圧迫することになる。 ・公営住宅法でセーフティネットとしての住宅政策は対応すべきものであり、公営住宅範囲外で国が関与して公的賃貸住宅を運営する意義は薄い。 ・関連企業との経営関係(天引き問題)の問題が非常に不透明で、競争原理が働かないこともあり、結果的に公金が効率的に使われていない状況を産み出している。	・以前、(独)都市再生機構の関連会社である日本総合住生活株式会社にて勤務していたが、経営実態において都市再生機構の物件管理を一手に引き受けるという「優越的地位」を利用した、通常の民間企業運営では想定できない会社経営を行っていることが垣間見られた。 ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構でも正職員勤務した経験があるが、この団体の運営ぶりも非常に民間企業の経営と比べれば杜撰であり、かつ国税を投入して効率的に運営するということが求められる組織としては、甚だ疑問符のある非効率な経営ぶりであったため、同様のことが都市再生機構でも行われているものと十分考えられるため。 ・独立行政法人を民営化することで、これまでの税を投入するだけの組織から、納税側に廻るといことから、組織運営に緊張感が生じ、経営努力も通常の民間企業で行われる程度のもは行われていくものと想定される。引いては、国税を後ろ盾にした、優越的地位や権利乱用によるアドバンテージがなくなり、市場原理に晒されるため、民間企業と対等な立場で競争することにより、利用者の利便向上・賃料値下げなどといった実利も生じることになる。	合同会社 エンジニアベース	国土交通省	独立行政法人通則法上、独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるために設立されている法人であり、その中でも独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法第3条に規定されている目的を達成するために業務を行っています。	独立行政法人通則法・独立行政法人都市再生機構法等	対応不可	独立行政法人都市再生機構は、高齢者や子育て世帯などが、安心して住み続けられる賃貸住宅、都市再生事業、被災地の復興事業などに役割を重点化しており、民間では見えない役割があるため、民営化は困難です。	
874	令和3年6月28日	令和3年7月20日	研究費の消耗品経理の簡素化	文部科学省からの強い要望で始まったと思われる、発注書作成の停止と、安価な(10万円未満程度)消耗品については、発注者以外の検収を不要とする。	現在名古屋大学では、150万円未満程度の物品は、教員が発注でき、それが全て同じ手続きで行われます。そのため全ての消耗品に対しても、従来の見積、納品、請求書に加え、検収センターでの検収と、発注書の作成が必要とされてしまいました。 このプロセスを、1台100万円を越す測定機器も1本300円の合成DNAも同じプロセスで行っています。 その結果、膨大な事務作業が、大学教員、事務、業者に生じるようになってしまいました。そのことがよくわかるビデオを学生向けに作りしたので、参考にさせていただければと思います。https://youtu.be/qA-xkeRTx0k 私の大凡の見積もりでは、名古屋大学農学部だけで検収、発注書等のチェックに非常勤職員の人件費だけでも150万円程度はかかっています。常勤の分も含めると3000万円は超えてくると思っています。獲得外部資金で物品の購入に充てているものは、ざっと3億円くらいではないかと推測されますので、その10%が物品の納入ダブルチェックと紙・印鑑の処理に使われていることになり、また教員側の負担も大きく、秘書を雇用している研究室の目的は、この事務作業から教員の負担を軽減させるためです。その分も含めるとさらに2000万円くらいは上乗せして考えて良いでしょう。 欧米の大学では、ずいぶん昔からクレジットカードで研究費の支払いが行われており、遥かに効率的です。疲弊している大学の教員の研究時間の確保と、間接コスト削減により、大学の競争力の向上が見込まれます。	個人	文部科学省	東海国立大学機構によると、以下の通りとなっております。 150万円未満の発注においては事務部を通さず教員の権限で発注を可としつつ検収は事務で行うなど、当事者以外によるチェックが有効に機能するような体制を取っております。 また、発注記録という観点から発注書は重要な書類であり、本学財務会計システムにおいては調達品目をシステムに入力することで発注書が出力可能となっております。更に、生活協同組合や消耗品業者に対しては見積書データの提供を依頼しており、それを受領して財務会計システムに取り込むことで教員や研究室の負担軽減をしています。 以上のとおり、公的研究費の管理・監査のガイドラインに沿った適正な運用を図りつつ教員に対する一定の裁量や負担軽減を考慮しており、提案内容にある発注書作成の停止や発注者以外の検収廃止については研究費不正使用を防止するために、現状では対応困難です。 一方で、事務の効率化や更なる負担軽減を図るべく対面での検収や紙ベースでの処理について見直しを進めています。 検収体制については、令和3年度当初からテレビ会議システムを使用したオンライン検収を導入し、対象部局を順次拡大しているところです。 また、業者から提出される請求書等の書類については正規の書類であると確認できることを条件に、電子媒体による提出書類を有効としています。 そのほか、業務上の必要があれば法人カード等での支払いによる立替払請求について従来から認めており、学内規程においては教員権限の範囲内で立替払ができる旨を明記する改正を令和2年度に施行しました。 引き続き研究費不正使用防止体制を確保するとともに、教職員の事務効率化・負担軽減に資する運用を検討してまいります。	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)	検討に着手	今回御提案いただいた発注・検収事務の効率化については、東海国立大学機構において、対面での検収や紙ベースでの処理の見直し等、教職員の負担軽減に向けた取り組みを進めております。 国立大学における発注、検収等の手続きについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいた、研究費不正使用防止体制を整備いただく必要がありますが、引き続き、実効性のある体制の整備・運用を図るとともに、教職員の事務効率化、負担の軽減を促してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
875	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国立大学法人の事務部改革	国立大学法人の多くは、法人化後も、国立大学時代の事務部体制を引きずっています。課題は、(1)研究者組織と事務部組織が縦割り、研究者組織をサポートするための事務部に改組したほうがよい。例えば研究者組織である工学研究科長(教授)の方針や指示を、工学研究科事務部は聞く体制にはなっていない。マネジメントラインが別になっている。(2)研究者の研究時間が研究以外の業務で削られている。研究室の事務を事務部の職員がやる体制になっていない。研究者組織の各研究室の事務業務も、事務部の職員の業務範囲とし、事務部の定期異動の対象とし、研究室も人を配置できるように改革したほうがよい。	国立大学法人の研究者が、研究や教育に集中できるようにしたいです。そのことによって、日本の研究開発能力やイノベーション力向上により社会貢献できると考えています。また、事務部の職員を研究室事務にも配置することで、研究者や研究室で課題になっていることが実感でき、相乗効果が生まれると思われまます。個々の研究者や研究室は多くの事務業務が発生していますが、そこに大学事務部から人は当てられておりません。現在は主に中央業務のみを事務部が行っています。そのため研究者個人で研究室の事務員は雇わなければならない、外部資金を獲得しないと雇えず、しかも国の外部資金の多くは研究開発に関わる人材しか雇用できないため、研究者が事務業務をせざるをえなくなっています。また非常勤職員しか雇えないため、数年経つとまた1からになります。過去に文部科学省がURAと言う職を整備しましたが、結局のところ、現場のニーズとこの職とは全く合致しておらず(高度専門職として文科省を整備しましたが、各研究者が必要としているのはとにかく膨大な事務を処理してくれる方です)、個々の研究者が研究した事務業務が減ってたわけではありません。法人化後、大学にとって重要なのは優秀な研究者ですが、研究者組織は、年々任期付の雇用や正規ポストの減少、運営費交付金の削減による学内研究費の減少などにより疲弊しており、事務部は一方で従前のまま全く改革されません。	個人	文部科学省	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。		
876	令和3年6月28日	令和3年7月20日	定額小為替を購入できる場所や曜日などについて変更願	郵便局の定額小為替が平日の窓口しか購入できない為、ずっと迷惑しています。このことにより大多数の国民がインターネット上に愚痴を書き、大多数の国民が土日にも定額小為替を購入できることを望んでいると思われまます。土日に定額小為替がゆうゆう窓口でも購入できたり、そこら辺のコンビニでもしくはインターネットで対面せずとも購入できるなら、平日に仕事を休んで郵便局に購入しに行かなくてもいいですし、お休みの時間も浮くと思います。	定額小為替は証明書の類でしょっちゅう使用するものなのに、郵便局で平日しか購入できないという非常に不便で国民生活で使われる頻度は多数なのに、それが平日の郵便局の窓口でしか買えないという国民に大きなストレスを与えることになっている。郵便局は民営化になった後でも、国民生活に寄り添ったサービスを全く展開してない。定額小為替を証明書を発行する時に使用するのを市役所などがやめるか郵便局が世の中に合わせて営業時間を定額小為替だけ変えるかだと思。定額小為替を購入できる場所を郵便局ではなくても、コンビニで気軽に購入できるようにしてほしい。よく使うものなのに平日なんて大多数の人が働いている時にしか窓口をやっていないのは非常におかしい。	個人	総務省	規制改革の871及び1101の回答を参照してください。				
877	令和3年6月28日	令和3年8月18日	国土交通省地方整備局の改革	「提案の具体的内容」については、「提案理由」に記載しました。	H9年の行政改革で、旧建設省と旧運輸省などが合併して国土交通省となったが、それから20年以上たった今でも、各地方整備局には以下の名残が残っている。無駄な部分があり、改めた方がよい。(提案)(1) 副局長が2名(旧建設省系1名、旧運輸省(港湾)1名)であるのを1名に減らす。一旧建設省系の副局長は、総務部をはじめ、人事、企画、河川、道路、営繕部など多岐にわたるが、旧運輸省系の副局長の受け持っているのは港湾空港部の1部署のみ。旧運輸省のメンツを20年以上たて続ける意味は皆無。改革すべき。そもそも港湾空港部には部長がいるので、副局長がいなくても機能する。(人件費、経費削減効果)(2)(1)に合わせて副局長の秘書の数も減らせる。(人件費、経費削減効果)(3)同じ地方整備局の中で、旧建設省系(総務部をはじめ、人事、企画、河川、道路、営繕部など)と旧運輸省系(港湾空港部のみ)で、別々に「新規職員の採用」「人事異動」の仕事をしている。人件費の無駄。同じ地方整備局なのだから、1つの部署が統一的に「新規職員の採用」「人事異動」をすべき。(人件費、経費削減効果)	個人	国土交通省	(1)及び(2)について 地方整備局は、国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること等を分掌(国土交通省設置法第三十一条)しており、局長は、地方における社会資本整備行政の最高責任者として地方整備局の事務を統括しており、多忙を極めております。 具体的には、地方計画との調整や部をまたぐ横断的な課題に関する調整などの、管轄区域内の地方公共団体の長や他省庁の地方支分部局の長等との非常に高度な対外調整を実施しなければならないほか、職員の服務を監督し、並びに地方における国土交通省を代表しての各種行事、会合に出席するなどしており、副局長はこれらの事務を一部担うために設置されています。 (3)について 地方整備局における職員の任免その他の人事に関することについては、地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)に基づき、原則として各地方整備局総務部人事課の所掌事務とされています。なお、実際の採用活動等の実務については、関連する他の部局等の協力を得つつ、合理的かつ効率的に行っているところで	国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第31条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)第5条及び第66条等	その他	(1)及び(2)について 制度の現状欄に記載の通りです。 なお、国土交通省では、今後とも、行政ニーズを踏まえ、適切な行政サービスを提供してまいります。 (3)について 制度の現状欄に記載の通りです。 なお、国土交通省では、今後とも、地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の定めに基づき、適切に対応してまいります。	
878	令和3年6月28日	令和3年7月20日	公務員の児童手当支給業務の見直し	現在公務員の児童手当については、公務員以外の市民と異なり給与支給部署にて認定から支給までの業務を行っています。これについて、公務員以外と同じ子ども子育て拠出金を納付の上で市区町村からの支給とするものです。	公務員の児童手当について、国の省庁や全国の自治体では、民間企業等(地方自治体の福祉部門からの支給)とは異なり、各職員の児童手当の認定・支給を給与支給部門で行っています。これがために、給与支給部門で児童手当の認定業務を担わなければならない、公務員の児童手当が民間と同じ仕組みであれば、(地方自治体の福祉部門でまとめて処理できるため)本来かける必要のない人工をかけることになっています。また、公務員となる／ならない当該職員の給与部門から居住自治体へ支給主体が移るため、二重支給や支給漏れのリスクが生じます。これについて、公務員の児童手当を別の仕組みで支給するメリットは、公務員が転居した際に自身が児童手当の手続きを行わなくて済む程度しか考えられず、一方で民間と同じ仕組みとすることで、全国的に大きく無駄を削減することができます(子ども子育て拠出金の納付という業務が発生しますが、共済組合経由で納付する仕組みのほうが今より明らかに無駄が少ない)。報道では児童手当について、世帯単位で所得判定を行うことも検討されているようで、こういった制度改正の対応についても、今の仕組みのままでは全国の省庁・自治体にシステム改修等余計なコストが生じます。これらの制度を見直すことにより、全国的に大きく無駄を削減でき、浮いた人工をより有意義な業務に適用することができます。これは、国民に大きく還元できるものと考えられます。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
879	令和3年6月28日	令和3年7月20日	部活動の時間外勤務について	土日部活動でひたすら労働させられ、そのまま休みなく月曜日を迎えます。家族と過ごす時間はありません。特別な給与もあたえられません。お願いします。部活動を教員の手から無くしてください。	小中学の部活動の完全廃止、又は部活動専門教諭の配置。	個人	文部科学省	部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として、教育的意義を有する活動です。一方で、適切な指導体制の構築や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の課題であると考えております。	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令	対応	文部科学省では、平成29年度に教師に代わって専門的な指導や大会の引率を担う部活動指導員の制度化を行い、その配置を促進するとともに、平成30年に部活動のガイドラインを策定し、適切な活動時間や休養日の設定、短時間で効果的な指導の推進に取り組んでいるところです。加えて、令和2年9月1日に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」をとりまとめ、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ・文化活動に移行するための具体的な改革方策をお示ししたところです。これらの取組を着実に進め、生徒にとって望ましい部活動と教師の負担軽減を両立できる部活動改革を進めてまいります。	
880	令和3年7月20日	令和3年8月18日	閣議関係資料の電子化	閣議に係る以下の紙資料の電子化を提案したい。 (1)閣議当日、席上に置かれる大臣参考用の閣議資料一式(閣議書を除く。)(閲覧がしやすいよう概要版の資料が多い。) (2)閣議前日に配布される閣議事前配布資料(基本的に省略のされていない資料が使用されている。) これらの資料は閣議2営業日前までに各省庁が各自で必要部数を印刷し、内閣総務官室へ持ち込まれる。それら資料は内閣総務官室で仕分けられたのち、(1)は当日官邸に運び込まれ、(2)は内閣総務官室から各省庁担当者が受け取り各省庁に配布される。	紙資料で配布がされていることで、各省庁は内閣総務官室へ大量の紙資料を印刷・持ち込む業務が生じており、各省庁の人的負担及び経済的、環境的な負担になっている。(平成31・令和元年の案件数は年間累計約2000件で、案件分類の件数ごとで持ち込み部数やページ数等を勘案して単純化して試算すると、かなり少なく見積もってもA4紙使用量は年間約3000万枚は下らず、約200万円程度の費用(紙代金のみ算出)に加え、すべて廃棄される場合CO2排出量は約4トンに及ぶ。) 紙の資料で持ち込まれたのち、様式や内容にミスが見つかったり、緊急の差し替えが生ずると再度同数の持ち込みが必要だが、電子媒体でのやり取りになることでそういった時間的・経済的損失がなくなる。 週2回閣議が開催されている現状において閣議当日、前日、2営業日前に紙資料を受け取り・仕分け・配布をする内閣総務官室の担当者数十名程度は、紙資料であることを理由にテレワークや有休の取得が困難になっており、電子化されることで10名程度の半数以上のワークライフバランスが改善される。 席上資料及び事前配布資料はどちらも閲覧・参考用であり、署名等の必要がないため、資料を電子化し、PC画面やタブレットでの閲覧が可能だと考える。 特に事前配布資料(2)は席上資料(1)に比べてその性質からページ数の多い資料が組み込まれており、持ち込む資料の枚数・重量のほとんどを占めているため、優先して電子化を提案したい。	個人	内閣官房	令和2年12月8日閣議分より、閣議の事前配布資料の電子化が実現済みです。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
881	令和3年7月20日	令和3年8月18日	etax	etaxで使用できるブラウザがインターネットエクスプローラのみです。他のブラウザも使用できるように財務省に指導してください。	インターネットエクスプローラは使いにくい。	個人	財務省	e-Taxの利用可能ブラウザについては、令和3年1月からGoogle Chrome及びMicrosoft Edge(Chromium)に対応しています。 また、MacOSをご利用の方は、現在でもSafariをご利用いただけます。  【参考:e-Taxホームページ】 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_0205_chrome.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_0205_chrome.htm</a> <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_mac_020428.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_mac_020428.htm</a>	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
882	令和3年7月20日	令和4年2月28日	高齢者の認知機能検査と講習の申し込み	警視庁指定の予約申し込み電話番号をダイヤルしても混雑して繋がらない。繋がった後は、氏名・生年月日・運転免許証の番号、電話番号等々、係官の質問に逐条答えなければならぬ。その後、漸く受検日程の調整に行き着く。こんなことに多大の行政コストをかけている愚かさにも呆れかえる次第。	各人が、ネットから申し込みできるようにすべし。 GO=TOトラベル、GO=TO-eat等と同じようにシステム化する。	個人	警察庁	警察庁では、認知機能検査及び高齢者講習の予約がしやすい環境を整備するよう各都道府県警察に指示していますが、実際と同検査及び同講習の実施、予約、申込み等に関する事務については、各都道府県警察が行っております。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条の4	現行制度下で対応可能	御提案を踏まえ、各都道府県警察に対して適切な指導を行ってまいります。	
883	令和3年7月20日	令和3年8月18日	社会保険の複雑さ	退職するにあたり、社会保険ですべきことや注意等をまとめてお知らせください。又、ハローワークにて失業給付をもらうと扶養に入れないなどをすぐに教えてもらいたい。	会社を退職し家族の扶養に入る手続きをしたところ、雇用保険で失業給付をもらうと扶養には入れないと言われる。教えてもらったのが、前の保険の継続申請締め切りの20日に迫っていたため急いで国保が良いか継続をするか検討しました。国保、協会けんぽ、年金事務所と尋ね回らなければならぬ。また、扶養の申請の取り消しも郵送の為、「送って私達には、何を何処に訪ねれば良いかさえ解らず期日に間に合わなかったりすると余計な出費をかけてしまいます。社会保険事務所(現、年金事務所)が、以前は手続きが熊本でできたのに、今は日数がかかりすぎる。福岡に一本化になってから一か月はかかるようになった。お役所仕事としか思えない。保険の扶養に入ると失業保険をもらうと社会保険証を返さないといけない。失業保険が切れると国保のままか扶養かになる。扶養にしようとするも、一か月かかってしまう。当事者にとっては無駄な時間が多すぎる。	個人	厚生労働省	健康保険制度においては、主に被保険者と生計維持関係にある者を被扶養者と判断しており、生計維持関係の具体的な指標として年間収入130万円の基準を設定しています。この被扶養者の年間収入については、給与と収入のほか、年金や雇用保険の失業給付等を含む全収入を見込んで各保険者が判断することとしています。	健康保険法第3条第7項	現行制度下で対応可能	退職後の健康保険等への加入に係る手続き等については、日本年金機構及び協会けんぽのホームページにおいても掲載しているほか、協会けんぽから各加入事業所の担当者に対しても、退職される方がいる場合には、リーフレットを用いてご案内いただくよう周知しているところです。	
884	令和3年7月20日	令和3年8月18日	iOS、Androidアプリの更新をしてほしい	現在厚生労働省が出しているアプリがいくつかありますがどれもデザインが古くとも使いにくくなっていると思います。しかもサポートしているOSもかなり古いのでiOS11以下のOSは切って良いと思いました。機密性のない「ねんきん情報アプリ」などはGithubにあげてオープンソースにすればみんなやると思います。	アプリのデザインが煩雑すぎて日本人として、日本のiOSエンジニアとして恥ずかしくなりました。	個人	厚生労働省	厚生労働省が管理しているアプリは、令和3年7月現在、「ねんきん情報アプリ!」、「労働条件(RJ)/パトロール」及び「EMIS(医療機関用)」があり、現在対応しているOSはそれぞれ下記となります。 ・ねんきん情報アプリ! ⇒iOS要件:9.0以上、Android要件:5.0以上 ・労働条件(RJ)/パトロール ⇒iOS要件:10.0以上、Android要件:4.4以上 ・EMIS(医療機関用) ⇒iOS要件:12.0以上、Android要件:7.0以上 アプリの仕様については、幅広い国民の皆様にご利用頂くという趣旨も踏まえつつ、国民の皆様のご意見を踏まえて検討を行い、適宜その改善に努めているところです。また、EMIS(医療機関用)については、医療機関関係者の利用に限定されており、これらの方のご意見を踏まえて検討を行い、適宜その改善に努めているところです。	なし	対応	アプリの仕様については、幅広い国民の皆様にご利用頂けるよう、アプリの対応OSも含め、頂いた御意見を踏まえつつ、適切なタイミングで順次更新する等、機能改善に努めてまいります。また、EMIS(医療機関用)の仕様については、医療機関関係者の皆様に御利用頂けるよう、頂いた御意見を踏まえつつ、適切なタイミングで順次更新する等、機能改善に努めてまいります。 なお、「ねんきん情報アプリ!」については、プラットフォームをLINEアプリ上に移行した「LINE公式アカウント「わたしとみんなの年金ポータル」」を開設したことにもない、近日中に終了することを予定しています。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
889	令和3年7月20日	令和3年11月4日	福祉の一元化	現状、福祉は介護福祉と障害者福祉に分かれているが、この二つの縦割りの行政を一つに欲しいです。 障害者と高齢者がいる家庭もあります。一家丸ごとの福祉の提案です。	提案理由として (1)福祉家庭がすぐわかること。 (2)グループホームの共生化→障害者と高齢者のグループホームは、何件か設置してある県はあるが、あくまで特区としてしか扱われていない。移動手段を持たない高齢者、障害者などを施設内で管理できる。 (3)建物一つにまとめることにより、民間の建築費用の削減、雇用人員の確保、スキル向上などが挙げられる。 (4)多様なスキルの持ち合わせにより、新しいサービスが生まれる。(独居老人の見回りの頻度があるが、高齢者の認知症の発見など) (5)精神障害者雇用 軽度の作業、農作物の時給自足、動物の殺処分を減少するため、何頭かの犬猫を飼育しその世話(動物セラピーにもあたる) 1)障害者もいずれば歳をとる。世話する親、兄弟は残された障害者をどう面倒みてもらえるか気があてないはず。一概に障害者とひとくくりにするのではなく、たくさんの方々の障害者に関わることで、沢山のわかることがわかり、今後の接し方などに生きてくると思います。 2)高齢者は独居老人も多く、1人で住みたいと思う人も多いが、周りに親族がいても、認知症に気付かないことが多いため、かなり進行した状態で保護されることが多い。 民生委員だけでなく、高齢者の見回りは足りない状態。 認知症になれば即入所ということも多く、いかに早期に認知症を発見することも重要だと思われる。 以上を踏まえて、介護、障害者の福祉を一元化することを提案します。	個人	厚生労働省	地域共生社会の実現に向けて、 ・専門性に則って高齢者介護、障害者福祉の支援を行うとともに、 ・複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進しています。 複数分野の支援の総合的な提供について、介護と障害に関しては、共生型サービスの制度が活用可能であるほか、各福祉制度の人員配置基準、設備基準等について、運用上対応可能な事項を整理しガイドラインにおいてお示ししています。	介護保険法第72条の2、第78条の2の2等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条の2等 児童福祉法第21条の5の17等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
890	令和3年7月20日	令和3年9月10日	育児給付金の振り込み先の口座について	育児給付金の振り込み先の口座に、住信SBIネット銀行などのネット銀行を指定できないため不便です。	ネット銀行も対応していただけると助かります。	個人	厚生労働省	育児休業給付金は、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の口座への振り込みにより支給されます。ネット銀行も一部対応店舗はございます。	雇用保険法施行規則第44条第1項、第102条	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
892	令和3年7月20日	令和3年11月4日	道路台帳を一元管理し、ネットに情報を集約してほしい	各管轄で管理している道路台帳を一元化し、情報を簡単に入手できるようにする。道路には公道と私道にわかれていて、公道には国道、都道(県道)、区道など分かれていて一元化されていないため要領を得ないことが多い。縦割りの弊害。また、民間の施設(JRなど)や河川、公園などの情報もできる限りデジタル化してほしい。	建築確認申請を行う、ずっと前から建物のポテンシャルを把握するために道路の情報を調べようと思うと、管理している管轄の事務所(辺りな所が多い)に出向き道路台帳の複製を一部20円程度支払い受け取ることになる。敷地が複数の県や行政区に接する場合にはそれぞれの管轄に出向き、調べることになるが、道路の幅員を調べるだけで一日がかりのこともよく起こる。また計画道路の情報も出向かなければならないことが多い。建築設計を行う場合にとても効率が悪いです。 また、東日本大震災のような災害時には紙の情報はすべて紛失したのではなかろうか？都道府県がしっかりとまとめて管理し、国道などの連携を図り、住みやすい社会基盤を整備することにもつながると思う。都内ではwebで確認できることが多いし、公共交通機関で簡単に回ることができるが、それ以外のところはほんとうに酷かった。しかもたらい回しにされることがあり、時間の無駄。	個人	国土交通省	道路台帳に関しては、国道・都道府県道・市町村道の各道路管理者がその管理する道路の台帳を調製し、保管することになっており、情報のデジタル化・オープン化についても各道路管理者において必要に応じて進めているところ。	道路法第28条	検討を予定	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)などにおいて、行政保有データのオープン化等を段階的に進めることとしており、道路台帳のオープン化についてもその中で必要な対応を行っていくものと考えております。その他の施設に関する情報についても必要に応じてできる限りデジタル化に努めてまいります。	
893	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者の障害手帳の申請、障害者の様々な諸手続きの簡素化	障害申請の手続き、及び障害手帳が交付されたからの諸手続きにも無駄な手順が多い。障害手帳が交付されたら減免などの手続きや障害年金まで全ての手続きが出来るようにならないだろうか。	障害手帳を得るためには症状が固定してから病院にて診断書を作成してもらってそれから交付される。 しかし障害年金を得るためにはまた病院に行って改めて診断書を作ってそれからまた判定、初めの障害手帳を作るときから年金が入るまで一年程度時間がかかっている。 これは縦割り行政の弊害である(障害手帳と障害年金の担当官庁が違うため) また他の障害者の諸手続きも書類が非常に多く、障害者手帳の申請から様々な社会サービス受けるまでに4~5か月かかる。 今障害者は様々なサービス、年金を得るためには非常に長い時間を必要とし、その間の負担は本人と家族にとってとても大きい。	個人	厚生労働省	規制改革の番号1258の回答を参照してください。				
894	令和3年7月20日	令和3年8月18日	行政の支払いについて	地方自治体などの官公庁の支払いに関して、請求書を貰い振り込んで支払っている現状です。 今後、デジタル庁などソフトやハード面での整備が進む中、電子マネーやクレジットなどの支払いができない場合、LINEworksなどのアプリを防災などで使用することを検討しても、支払いの問題で利用を断念することも想定されます。 現状の制度での支払いを考えた場合、書類が増えたり、中間事業者が増えたりと手間がかかります。 幅広く、国民目線に立つためには、支払いに関して改革が必要と考えます。	地方自治体などの官公庁の支払いに関して、請求書を貰い振り込んで支払っている現状です。 今後、デジタル庁などソフトやハード面での整備が進む中、電子マネーやクレジットなどの支払いができない場合、LINEworksなどのアプリを防災などで使用することを検討しても、支払いの問題で利用を断念することも想定されます。 現状の制度での支払いを考えた場合、書類が増えたり、中間事業者が増えたりと手間がかかります。 幅広く、国民目線に立つためには、支払いに関して改革が必要と考えます。	個人	総務省	平成18年の地方自治法改正により、クレジットカードによる地方公共団体の公金の収納を可能とする指定代理納付者制度が創設されたところ。 平成30年度には、指定代理納付者制度を活用した公金の電子マネー納付が可能である旨を通知する「電子マネーを利用した公金の収納について」(平成31年3月29日付け総行第102号)を発出しました。	地方自治法第231条の2第5項及び第6項	現行制度下で対応可能	御提案いただいた地方公共団体への支払について、電子マネー又はクレジットカードによることができるようにすることについては、現行法令において可能とされていることから、各地方公共団体において、その導入の是非も含めて適切に運用されるべきものと考えます。	
895	令和3年7月20日	令和3年9月10日	未就学児の省庁一本化	今、幼稚園児が1号認定で文部科学省、保育園児が2号・3号認定で厚生労働省、認定こども園が総務省です。 一本化して厚生労働省で一括管理で良いのかなと思っています。	今年から最寄りの町立幼稚園と民間保育園が一本化して認定こども園になりました。 娘は2号認定を受けているのですが、1号認定の子供たちは基本午後2時には基本帰宅しますし夏休みや冬休みといった長期休業もあるみたいなんです。 親の働き方だけで区別するのは今の時代に合っていないと感じています。町の教育関係者と話しても、幼稚園は教育で保育園はあくまで保育だと言って言われます。 同じ未就学児なのに小学生になるまでの5年間、違う道を歩むのに凄く違和感を感じます。	個人	内閣府 文部科学省 厚生労働省	番号259の回答を参照してください。				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
896	令和3年7月20日	令和3年8月18日	雇用保険の加入処理が滞留する件	雇用保険の加入処理の担当者が退職の事実確認をして問題ない場合は加入処理を進める権限を付与しては如何でしょうか。 若しくはシステムを改修し、加入申請が提出された段階で前職を仮喪失の状態にしては如何でしょうか。	今回雇用保険の加入申請した際に、前職の会社で雇用保険の喪失届が出ていないため処理が進まづ1か月ほど滞留しております。 東京労働局雇用保険電子申請事務センターに確認したところシステムで喪失届の処理が済まないとの加入の処理が出来ないとのことでした。 システムの問題もありますが、喪失届が提出されるまで加入の処理進められないのは問題と思ひ提案しました。	民間企業	厚生労働省	事業主は、被保険者となる労働者を新たに雇用した場合は翌月10日までに取得届を、離職等により被保険者でなくなった場合は当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に喪失届を提出していただくようお願いしていますが、取得届が申請された際に、前職の喪失届が処理されていない場合は、取得届を預かって処理を保留し、喪失届の処理が行われた後に取得届の処理を行っています。 なお、現状でも前職の喪失届が提出されない場合は、当該事業主に届出を勧奨するとともに、事業主がこれに応じない場合は、事業所を管轄する公共職業安定所長が職権により確認を行い、処理を進める場合もあります。	雇用保険法第9条 雇用保険法施行規則第9条、第10条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、取得届を提出する事業主に不便が生じないように対応しています。なお、御提案の仮喪失により取得届の処理を進めることを可能とした場合、前職と現職の雇用期間が重複しているケースや前職の解雇の効力に争いが生じているケースでは、正確な取得日が確定せず、かえって事後的に取得日の変更等が必要になるため、合理的ではないと考えております。	
897	令和3年7月20日	令和3年8月18日	改姓に伴うパスポート記載事項変更費用について	改姓に伴うパスポート記載事項変更の費用は原則として無料とする。	国が夫婦別姓の選択肢を与えていないのに、パスポートの記載事項変更費用に6,000円もの申請料がかかるのは、おかしいと思います。夫婦別姓制度を認めないのであれば、無料でできるようにするのが筋ではないでしょうか。 銀行口座、免許証、パスポート、女性ばかり手間と時間とお金がかかる世の中はそろそろ時代遅れだと思います。	個人	外務省 法務省 金融庁 警察庁	旅券に記載する氏名は、戸籍に記載されている氏名と規定されています(旅券法第6条第1項第2号及び旅券法施行規則第5条第2項)。また、旅券の記載事項(氏名、本籍等)に変更が生じた場合には、遅滞なく、新たに発給を申請することと規定されており(旅券法第10条第1項)。 したがって、旅券の記載事項に変更が生じた場合には、新たに旅券の発給を申請していただくことが必要であり、その発給手数料(旅券法第20条第1項第3号及び第2項並びに旅券法施行令第2条第1号)については国及び都道府県に納付しなければならないと規定されております(旅券法第20条)。 旅券の記載事項を含む仕様については国際標準が定められており、一度発行した旅券の記載事項を変更することは認められておりません。このことも考慮し、このような場合において新たに旅券の発給を申請いただく際の発給手数料については、有効な旅券を所持していない申請者が新たに旅券の発給を申請する場合とは異なるものとしています。	旅券法、旅券法施行令及び旅券法施行規則	対応不可	旅券の記載事項を訂正することはできず、氏名、本籍等に変更が生じた場合には、新たな旅券を発給申請し、そのような場合を想定して定められた旅券の発給手数料を国及び都道府県に納付していただくことになります。	
898	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者総合支援法のパンフレットに対象者の記載を	地域の役所に置かれている障害者総合支援法のパンフレットの表紙やパンフレットの置き場に「対象者」も記載してください。	障害者総合支援法という制度の名前が原因で「自分には利用できない」と誤解している難病者が複数いるため。 わかりやすくパンフレットの表紙に「指定難病者も利用可」のような対象者がわかるような文言を加えてほしい。 また障害者総合支援法のように、法律名で利用者が誤解するようなものがあれば、同様に対象者をわかりやすく示してほしい。	個人	厚生労働省	障害者総合支援法の対象となる疾病の追加の際には、追加された旨を自治体や医師会へ周知しております。	なし	対応不可	「障害者総合支援法」のパンフレットは、厚生労働省では作成しておりません。また、「パンフレットの置き場に「対象者」も記載」のご意見についても、各自治体にて判断頂いているものと存じます。	
899	令和3年7月20日	令和3年8月18日	大学教員公募における応募書類のフォーマットの統一化および電子応募の義務化	大学教員(教授など)の公募に応募するためには履歴書や研究業績リストなどの書類を提出する必要があるが、その方法は未だに紙の書類を郵送することが一般的である。また、各大学ごとに異なるフォーマットの書類の提出が義務付けられている場合もあり、ただでさえ雑務に忙殺されている若手研究者の貴重な研究の時間を奪っている。そのような紙の書類を作成し郵送する手間やコストの削減、紙資源の節約、さらに応募書類を審査する利便性の向上のため、全ての大学教員の公募において(1)履歴書や研究業績リスト等の書類のフォーマットを共通化し、さらに(2)電子メールやウェブサイトを利用した「電子応募」を義務化するよう提案する。	欧米における大学教員ポジションへの応募方法は10年以上前からEメールやウェブサイトによる「電子応募」が普通であるが、日本では未だに紙に印刷した応募書類の郵便が一般的である。つまり事務手続きにおける押印と同様、「応募書類は郵送に限る」という昔ながらの不便かつ不可解なルールが令和の時代まで引き継がれている。郵送による公募は時間と紙資源の無駄だけでなく、海外からの応募者にとってはその費用も馬鹿にならない。就職難の影響で若手研究者達は毎年多くの公募に応募する必要があるが、海外留学生はそのたびごとにわざわざ薄給を削り値段が高く時間のかかる国際郵便で応募書類を送らなければならないのである。 さらに応募書類の提出方法だけでなくその様式(フォーマット)も問題である。欧米では、提出する履歴書や研究業績などの書類の様式が厳格に指定されていることが少ないため、一旦書類を完成させればどの公募でも同じ書類をメールに添付して簡単かつ迅速に送ることができる。一方、日本は公募ごとに書類の字数制限が細かく決まっている場合が多いため、その都度応募書類を大幅に書き直す必要がある。さらに公募によっては応募書類の様式を大学指定のものに限っている場合もあり、その際にはその様式をいくつもダウンロードしそれらの各欄に学歴や研究業績等の細かい情報をいちいちコピー&ペーストしなくてはならない。このような煩雑で無意味な作業は研究者の本業である研究の時間を大きく減らす一因となっているため、「一日でも早く論文を出さないと次の職がない」という厳しいプレッシャーの下で働いている若手研究者達に大きな精神的負担を与えている。	個人	文部科学省	番号766の回答を参照してください。	なし	対応不可		
900	令和3年7月20日	令和3年8月18日	AMEDの課題番号毎年変わってしまう。	研究費のAMEDの課題番号について同じ事業なのに毎年変わるので論文に記載する際、都度変更(調べる手間がかかります…)しなければならず困っております。科研費のように一課題ひとつにしてもらえないでしょうか。	課題番号を都度調べる時間の削減、勝手が分からない学生が提出する場合はさらに時間もかかりますので研究者が研究に使える時間が少しはふえるのではないのでしょうか。	個人	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 総務省	今回いただいたご提案にある論文への記載に使用する番号(謝辞番号)は課題管理番号をベースにしていますが令和3年7月に運用を変更し採択年度の番号を使用することと致しました。これにより複数年度の課題であっても1つの課題の謝辞番号は変更無く1つの番号でご利用いただけるように変更しております。 <a href="https://www.amed.go.jp/news/other/20210701.html">https://www.amed.go.jp/news/other/20210701.html</a>	なし	対応	論文への記載に使用する番号(謝辞番号)は課題管理番号をベースにしていますが令和3年7月に運用を変更し採択年度の番号を使用することと致しました。これにより複数年度の課題であっても1つの課題の謝辞番号は変更無く1つの番号でご利用いただけるようになっております。この内容については、HPへ掲載すると共に、現在改訂中の事務処理説明書にも反映します。	
901	令和3年7月20日	令和3年8月18日	旅費の実費支給を奨励してください。	国公大学法人はその名残からか日当、宿泊費などが旅費規程で身分によって定額です。そのため食事の有無(夕食、朝食などを細かく聞かれ辟易しております。いっそ、日当は定額でも宿泊費は実費支給にし、領収書で対応すればよいと思うのです。なぜそこまで細かくしなければいけないのかと聞くと「税金なので」と紋切り型の返答。研究者はそのことはもちろん十分に承知しています。	国立大学法人も民間企業のように出張費の実費支給を当たり前にした方が旅費の支給が効率化できると考えます。旅行計画書、報告書の作成を研究者自ら行うと研究時間が削られてしまいます。大学の事務は内部監査などに指摘を受けると都度ルールを変更しさらに提出書類が増えてしまうという悪循環なのです。内部監査は指摘事項を作らないと仕事をしなくてはならないということもかんがえられますので、このシステムも見直す必要を感じます。	個人	文部科学省	旅費の精算にかかる手続きについては、各大学法人が、自大学の実情を踏まえて定めた旅費規程等に基づいて運用されております。	なし	現行制度下で対応可能	国立大学の旅費の精算処理について、宿泊費等を定額支給としなければならない旨の定めは存在せず、実費支給において必要となる精算事務負担の軽減を図る趣旨で、各法人において定めているものと認識しております。 なお、宿泊費の精算にかかる手続きについては、定額支給における宿泊明細の提出を原則不要とする等の配慮を求めているところですが、各法人が研究費の管理、使用等に関して定める独自ルールについて、引き続き、配慮を求めるとともに、教職員の事務負担の軽減を促してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
902	令和3年7月20日	令和3年8月18日	証明書発行の郵送請求に関わる手数料の手数料について	税に関する証明書は1月1日現在、住民票がある自治体から発行するようになっているため、転出している場合は郵送請求がやむを得ない。郵送請求の際は、証明書発行手数料を定額小為替で支払うが、定額小為替発行のための手数料が請求されている現状であるがしかし、国内の人材が流動化している今、また、マイナンバー制度や5G、キャッシュレスという通信手段がある今、この手数料の二重負担の改善が必要であると強く感じる。例えば、ブロックチェーンを活用して、自治体同士で税に関する情報を開示し合ったりするだけで、問題は大きく改善する。	各種証明書の郵送請求において、手数料を定額小為替で支払うために、郵便局からは定額小為替発行のための手数料が請求されている現状に疑問を感じたため提案します。提案が実現すれば、無駄な手数料を搾取されずに済み、また、煩雑な書類記入、郵送手配などの諸雑務がなくなり、年末調整はじめ税手続きが便利になる。	個人	総務省	なし	なし	対応不可	所得証明書、課税証明書の発行主体は、課税庁である1月1日現在に住所を有する地方団体であることから、ご提案にあるような情報の開示が仮にあったとしても、課税を行っている転出先の自治体が証明書を発行することはできず、対応は困難です。	
903	令和3年7月20日	令和3年8月18日	官僚ローテート制	キャリア官僚について(場合によっては一般職も含め)、最初の2年間は研修医のように入省先を決めずにローテートしながら仕事をを行い、上司にも同僚に対しても人間関係を築いてから入省先を決める	私は医師として大学病院に勤めています。私が医者になった年は研修医必修化になった翌年でした。それまでは医局の異なる場合はかなり疎遠でそれぞれ縦割りでしたが、最近になり、当時の研修医だった自分たちが中核になることで、かなり医局間の風通しがよくなりました。キャリアも最初の数年間は研修医と同様、学びの期間と考えます。その間にできた人間関係は別の省にいても、顔見知りというだけで話が進む可能性があると思います。ローテートしながら仕事をするのが縦割り打破につながるとおもいます。ローテートで戦力になる期間が短くなることについては定年延長で相殺されるのではないのでしょうか。	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、複雑・高度化する行政課題に対応するためには、行政が総合的かつ一体的に遂行されることが必要であることから、各府省等における様々な府省等の出身者の登用など政府全体での適材適所の人事を推進するとともに、府省間の連携と広い視野に立った人材の育成の観点から府省間人事交流を一層推進することとしています。	国家公務員法第54条	現行制度下で対応可能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	
904	令和3年7月20日	令和3年8月18日	人事院による国家公務員の一括採用・異動	各省庁での職員採用を諦め、人事院で一括して採用する。また、異動も常に省庁を跨ぐようにする。(総合職の事務官だけでも)	各省庁が未だに省益拡大を第一に働いているのは、職員が国家公務員である前に、各省庁の職員であるという認識が強いためと思われる(各省庁の職員と話していて、随所に感じられる)。そのため、人事院で一括で採用し、省庁間で人事異動を可能とすることで、省庁への所属意識を撤廃させ、省益重視ではなく、国益重視の考えに改めさせる。提案が採用されれば、省益や天下り先優遇等の無駄な税金や労力が減り、また、必要な部署に必要な人材を適宜、流動的に配置でき、コロナ対応など突発的な事象に迅速に対応できる。	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、職務の特殊性等を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用すること、複雑・高度化する行政課題に対応するためには、行政が総合的かつ一体的に遂行されることが必要であることから、各府省等における様々な府省等の出身者の登用など政府全体での適材適所の人事を推進するとともに、府省間の連携と広い視野に立った人材の育成の観点から府省間人事交流を一層推進することとしています。	国家公務員法第54条	現行制度下で対応可能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	
905	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国家公務員倫理月間の広報ポスター配布の中止	各市区町村に対して都道府県を通じて国家公務員倫理月間を所屬職員に対し周知する旨の連絡が来ました。11月上旬にポスターを都道府県を通じて、各市区町村に配布することですが、所屬職員に対して周知する手段として、ポスターを貼ることが最も効果があるとは到底思えないです。当市では、全職員が閲覧可能な情報共有端末にて、情報共有したところ。全国の各市区町村において、ポスターを貼ることを中止するべきだと思います。	お金と時間が無駄	個人	人事院	国家公務員倫理審査会では、毎年、国家公務員倫理月間を周知するためにポスターを作成し、各地方公共団体に配布して掲示をお願いしております。	なし	対応	令和3年度からは、紙媒体でのポスターの配布に替えて、電子媒体での配布を予定しております(配布は11月頃を予定)。	
906	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法務省 長期相続未了土地解消作業について	戸籍・住民票の両面コピーについて、可とすべきである。	当職は法務省(法務局)から受託し、表題の作業に取り組み司法書士です。複数の調査対象について、共通の戸籍住民票がある場合、一方に原本、他方にそのコピーを添付することになっているところ、「両面コピーは不可」という。両面にコピーをしても判読に何ら問題はなく、法務局の公務員は自らの身銭を切って依頼を出している訳でもないにもかかわらず、自身らの存在に対し過大・誇大な敬意を払うように強要しているものと思えず、甚だ非効率であるから。	個人	法務省	長期相続登記未了土地解消作業において、複数の調査対象について重複する戸籍謄本等がある場合の当該戸籍謄本等のコピーの形式については特段の定めを設けておらず、仕様書に基づき発注者と受注者の協議によるものとされています。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり発注者と受注者との協議に基づき両面コピーとすることも可能です。	
907	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法務省 長期相続未了土地解消作業について	戸籍・住民票のコピーについて、不要とすべきである	当職は法務省(法務局)から受託し、表題の作業に取り組み司法書士です。複数の調査対象について、共通の戸籍住民票がある場合、一方に原本、他方にそのコピーを添付することになっているところ、コピーそのものが無用のものである。具体的には(1)という調査対象と(2)対象がある場合、(1)において必要な戸籍が10通、(2)において必要な戸籍が「(1)と共通のもの10通」+1通の合計11通である場合。(2)の資料として「(1)と共通の10通」分のコピーを付けると言う。調査対象毎に戸籍資料の束を分けずとも、一つの戸籍資料の束で「調査対象(1)ならびに(2)分」として管理すれば足りるものであり、これは徒に無駄な作業を我々に強い、言いなりに動かすことで、担当公務員らが自身の特権・権力意識を満足させるためのものではない、不毛なものである。よって極力無駄を省き(資源節減のためにも)可能な限りの効率化を図るべきである。	個人	法務省	長期相続登記未了土地解消作業において収集した戸籍謄本等については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令(平成30年法務省令第28号)第5条第2項において、法定相続人情報つづり込み帳につづり込むこととされており、その際は作成した法定相続人情報の作成番号の順序に従ってつづり込むこととされています。	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令(平成30年法務省令第28号)	対応不可	法定相続人情報つづり込み帳につづり込まれた戸籍謄本等は、利害関係人からの閲覧請求があった場合に閲覧の対象となるものであり、閲覧請求に円滑に対応する観点から、御指摘のような戸籍謄本等の援用をする取扱いはしていません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
908	令和3年7月20日	令和4年2月28日	警察署への道路使用申請	道路使用許可申請の許可基準(使用許可期間等)が各警察署の担当者レベルで異なる為毎回困ります。各都道府県警で基準が違うというなら百歩譲って納得しますが、同じ都道府県警でも各警察署のそれも窓口の担当者レベルで1ヶ月申請できるところもあれば、1週間しか認めないところもあったり、その度に印紙代を徴収されます。	最低限各都道府県警単位での統一した基準を設けて対応してほしい。	個人	警察庁	道路使用許可の期間について、法令に規定はなく、各都道府県警察において、当該道路使用行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の実態等を勘案し、交通管理上必要と認められる期間を設けることとしています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条及び同法第78条	対応	道路使用許可の申請ごとに、当該道路使用行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の実態等が異なることから、許可の期間に差異が生じることはありますが、同種の行為に対する許可の期間が大きく異なることのないよう、警察庁において、許可の期間の考え方を示し、都道府県警察に対して、適切に許可の期間の基準を設定するよう指導しているところです。	
909	令和3年7月20日	令和4年2月28日	警察官の事務手続きについて	日頃、激務お疲れ様です。さて、表題の件、即ち違反切符の発行の事です。この時代、白バイ隊員が手書きで作成している場面を見る度不憫でなりません。免許証をスマホから写し込んで速やかに処理できないものでしょうか？ましてや最後の本人確認は今時母印です。思いついた事ですが如何でしょうか。	日頃、捺印が多い社会の中、捺印廃止の動きに嬉しく思っていた最中、市井の風景の中、時代遅れと思い、具申致しました。交通量の多い中、危険な状況は出来るだけ短時間で処理した方が良いと思います。交通違反は無いに越した事はございませんが、赤、青違反切符の処理過程にも無駄な人件費を省けるのでは無いでしょうか？	個人	警察庁 法務省	現在、一部の都県では、交通違反取扱い現場において、IC免許証を読み取る携帯端末装置を使用しております。また、違反告知手続における押印・指印については、違反者が違反事実を認める場合等に任意で行うものです。	なし	対応	IC免許証を利用した交通取締りの合理化については現在検討を進めているところであり、今後、必要なシステム構築の方向性、スケジュール等について具体化していくこととしています。	
910	令和3年7月20日	令和3年8月18日	労働基準法等の違反企業に対する取締り強化	労働基準監督署の権限、リソース強化(違反企業に速やかな罰則、経営者の逮捕等を躊躇なく行えるようにする) 労働基準監督署-警察間の密接な連携(労働基準法等とそれ以外の法律が絡む件について、迅速な検挙を可能にする)	現在、ブラック企業を始めとする違法行為を行う企業が蔓延しており、多くの労働者が苦しんでおります。これらに関する労働基準法等の法律の取締りは「労働基準監督署(以下、労基署)」で行われています。捜査権や逮捕権も有しており、一見すると機能しているように見えます。しかし、実際には明らかな違法労働が行われているにも関わらず、これらの企業が立件されることは稀であり、労働者から告発されても「是正勧告」に留まるケースが多発しています。その原因として、以下が挙げられます。 ・労基署のリソースが足りておらず、管轄内の企業を監視できていない。 ・是正勧告以上の罰則(逮捕など)の前例が少なく、労基署側が躊躇してしまっている。 ・労基署は労働基準法等にしか対応できないため、それ以外の法律も絡む案件になると立件が難しくなる。 これらの課題解決のため、上の提案をさせていただきます。 一つ目の提案では、労基署の人員や資金を強化して管轄企業に対して継続的な監視を行い、違法行為を直ちに発見、検挙可能な体制を構築します。 二つ目の提案では、各地域の警察と連携網を築くことで、様々な違法ケースにも対応可能になると考えています。 さらに、立件や逮捕等のノウハウを持つ警察関係者の方を労基署に配置することで、是正勧告以上の罰則を躊躇なく下せる体制を目指します。 これらの改善によってブラック企業の立件が増えれば、苦しむ労働者が減って、社会的・経済的に大きくプラスになると考えています。 また、法律を厳守して公正な競争をする企業が繁栄する正しい社会になるとも思っています。	個人	厚生労働省 警察庁	1 労働基準監督署の基本的役割は、法定労働条件の確保による労働者保護であり、監督指導を通じて、使用者に法遵守のための方法等について助言指導し、その的確な是正と違法意識の定着化を図るものです。 一方で度重なる指導にも関わらず法違反の是正が行われない等の重大または悪質な事案については、刑事訴訟法に基づき必要な捜査を行い送検しております。 また、労働基準監督官の定員及び予算確保についても重要と考えており、行政需要に的確に対応すべく必要な定員及び予算の確保に努めております。 2 労働基準監督署が所掌する労働基準関係法令の違反のうち重大または悪質な事案については、労働基準監督署においてタイムカードなどの関係資料や機械・設備等を確認するなどの捜査を行った上で送検しております。 また、労働基準監督署の所掌外の法律が関係する事項につきましては、関係機関に情報提供する等の連携を図っております。	なし	1 現行制度下で対応可能 2 現行制度下で対応可能	1 制度の現状欄に記載のとおりです。 2 制度の現状欄に記載のとおりです。	
911	令和3年7月20日	令和3年8月18日	日本入国時の案内・対応の改善について	(1)入国時配布の資料の簡素化とデジタル化 質問票のデジタル化、案内文章の簡素化(最大でも1枚にまとめるべき、詳細はWEBに記載しQRコードを紙に記載すれば良い) (2)外国語対応 下記記載資料、また機内で検疫官による、降機後の流れの説明の外国語対応(少なくとも英語)	現在、日本入国に際して感染症の検査など通常とは異なる運用がされていますが、その対応についてご提案いたします。 私自身が11/2に関西国際空港に入国した際の体験から、申し上げるものです。 (1)入国時配布の資料の簡素化とデジタル化 現状:5枚の紙資料を配布(3枚機内、2枚降機後) 現在の課題: ・SDGsやESGに対する意識が国際的に高まっている中、入国する人(特に外国人)に対し、日本の「環境に対する意識の低さ」を可視化している懸念。 ・5枚の紙を持って、検査ルートを回るのは煩雑であり、また手指を消毒し辛い点。 ・手書きの「質問票」に記載された内容を、データ打ち込みする事によるコストの発生と情報収集の遅れ。 効果:上記記載の課題解消、1日12万枚の紙の節約(NRT/HND/KIX 1日1万人入国で計算) 参考情報: 現在配布している紙資料 あ)関西国際空港にご到着された皆さまへ い)質問票 う)入国される方へ検疫所よりお知らせ え)厚生労働省からのお知らせ お)LINEアプリ活用の説明書兼同意書 デジタルの「質問票」の例(アイルランド) <a href="https://covid19plf-prod1.powerappsportals.com/en-us/">https://covid19plf-prod1.powerappsportals.com/en-us/</a> (2)外国語対応 現状:資料のうちえ)は日本語しかなく、上記機内アナウンスも日本語のみ。 背景:イレギュラー時の説明が理解できないのは大変なストレス・不安になると考えます。	個人	厚生労働省 国土交通省	「質問票」は、検疫法第12条に基づき、検疫官が入国する方に対して、検疫に必要な質問を行うために使用するものです。 検疫所から入国者の方へ配布しているものとして、検疫法第16条の2第2項に基づき自宅待機や公共交通機関の不利用等の新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な協力を求める「健康カード」や、入国後14日間の健康フォローアップに使用するスマートフォンアプリの使用方を記載した説明書があります。 厚生労働省より国土交通省に対して、現状の検疫手続について、航空会社等から入国者に対して周知するよう協力を依頼しているところであり、機内アナウンスはその周知する方法の一つです。	一部、検疫法	対応	現在、質問票はデジタル化し、スマートフォン等を利用してWEBページから回答できるようにしています。 検疫法第16条の2第2項に基づき必要な協力を求める場合、検疫法施行規則第4条の3において書面により行うよう定められていることから、「健康カード」は紙で配布しています。 入国後14日間の健康フォローアップに使用するスマートフォンアプリの使用方を記載した説明書は、アプリを使用する際にスマートフォンの画面と見比べることができるようにする観点から、紙で配布をしています。 機内アナウンスについては、乗客の状況に応じて使用する言語が異なるため、一概に周知する言語を指定することはできませんが、質問票や配布物については英語・中国語・韓国語等に翻訳しており、多言語への対応をしています。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
912	令和3年7月20日	令和3年8月18日	省庁内・省庁間の連携強化による大学事務の効率化促進	<p>文部科学省の複数の部署が大学に対し同じ数字を要求する調査を別々に行うことがあるが、学校基本調査で大規模な統計情報を集めるのであるから、省内でデータを共有し利用する。また、特に在外公館の推薦による国費外国人留学生の選考・選抜について、文部科学省と外務省、大学との連携が不十分な部分が見られ、特にコロナ禍の中で関連教員・事務のリソースを圧迫しているため、情報共有を強化する。</p>	<p>大学事務は自助努力による効率化を求められているところであり、各大学も限られたリソースで拡大する業務に対応するべく改善を進めています。その中で、学外、特に省庁からの指示による調査ものはその性質上省略することが難しく、また内容によっては回答の作成にかなりのリソースを要します。文部科学省に対しては、大学は学校基本調査により統計情報を提出しているところですが、同省内の異なる複数の部署から、「学校基本調査で回答した数字に基づいて回答せよ」という調査を通知される例があります。同じ数字を要求するのであれば省内の情報共有で済ませて頂ければ、回答の作成・議議に係る教職員のコストを削減でき、また回答にかかる時間も短縮できると思います。また、同じく情報共有の問題として、特に国費外国人留学生の選考・渡日に関して、コロナ禍で省庁・大学間の連携不足が顕在化しており、教職員のリソースを圧迫しています。例を申し上げますと、9月以降の渡日について在外公館と大学(=文部科学省)とで言っていることが違うという無数の問い合わせへの対応を余儀なくされています。また、大学と文部科学省とで受け入れ体制の調整を進めている最中に、文部科学大臣名で国費外国人留学生に対し、「早期受け入れの姿勢を示した大学から渡日を認める」という趣旨の発信があり、これを「私達が渡日できないのは大学が希望しないため」と解した学生からのクレーム対応に相当の工数を要しました。これは文部科学省、外務省の誰がチェックしたのでしょうか。こうした効率化以前の問題で圧迫される大学のリソースを、省庁内外の連携強化によって解決していただけないでしょうか。</p>	個人	文部科学省 外務省	<p>学校基本調査における調査票情報は、秘密の保護及び統計調査に対する信頼確保の観点から統計法第40条第1項において、その行った統計調査の目的以外で自ら利用し、又は提供することが禁止されています。ただし、同法第32条において、統計の作成又は統計的研究を行う場合、統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合であれば調査票情報を利用することが可能であり、この条件に該当する場合、学校基本調査における調査票情報の該当部分を文部科学省内で共有することができます。新型コロナウイルスの状況において、我が国の水際対策として一般の外国人の新規入国を拒否している中、国費外国人留学生の入国については、関係省庁との協議を経て「特段の事情」として認められたものです。文部科学省としては、日本の水際対策を徹底的に順守するため、この各省協議により認められた誓約書等を国費外国人留学生及び受入大学が理解し、順守する体制ができていないことを詳細に確認した上で、国費外国人留学生の入国を認めています。</p>	統計法第32条 統計法第40条	(前段) 現行制度下で対応可能 (後段) 対応	<p>大学向けに調査を行う場合は、調査前に調査項目の重複について十分に精査を行った上で実施することとします。また、令和3年5月より、「特段の事情」による国費外国人留学生の入国を再開したところ、受入に当たっての必要事項に係る連絡については、文部科学省から各受入大学に発信したメールを外務省にも転送するなど、随時情報共有しています。更に、大学からの連絡や在外公館からの連絡についても随時共有し、両省間で認識を擦り合わせた上で対応しています。</p>	
913	令和3年7月20日	令和3年9月10日	スムーズで行政コスト削減が可能な北海道農政の実現	<p>農林水産省本省と北海道庁が補助の申請や交付手続きや、打ち合わせを直接おこなうことにより、農家への補助や制度運用の意思決定が迅速になるとともに、行政コストの大幅な削減効果が期待される。</p>	<p>北海道庁から農林水産省に補助申請をしてから、補助金の支払いまでsに、北海道農政事務所を経由することで、数ヶ月の無駄な時間を浪費したり、照会事項の回答が得られるまでに多くの時間がかかっている。直接、北海道庁と農林水産省が連絡調整を行えば、生産者が補助金の受け取りを長時間待たされることや、照会の結果を待たされるのが改善される。また、農政事務所の運営のための莫大な経費の節約になる。</p>	個人	農林水産省	<p>補助金は、原則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という。)に基づき、国が国以外の者に対して交付を行うものであり、補助金等の厳正かつ効率的な実施について、適正化法その他、交付決定の審査に当たり、交付の対象となる事業内容及び経費の範囲等について、補助金交付要綱等に定める条件との適合性を厳格に審査するとともに実現可能性についても十分に審査することとしています。</p> <p>また、適正化法に基づき、補助金等に係る交付申請が到達してから交付決定までに通常要すべき標準的な期間を定めることとされ、原則、当省においては1月以内に処理するよう努めるものとされています。</p> <p>補助金等の交付に関する事務は、農林水産省本省から直接各補助事業者等に対し交付する他、一部予算科目においては、北海道農政事務所に補助金等の交付に関する事務を委任し、北海道農政事務局長が補助金等交付申請の受理から、補助金等の額の確定まで行っており、北海道農政事務所を経由するような補助金等の交付に関する事務は行っておりません。</p>	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 令和三年三月三十一日農林水産省告示第四五八号	事実誤認	<p>制度の現状欄に記載のとおり、農林水産省本省と補助事業者等の間に、北海道農政事務所を経由して補助金の交付に関する事務を行っている事実はありません。北海道農政事務所において、交付申請書の審査から補助金の支払手続きまでの一連の事務を行っております。</p> <p>なお、御提案いただいた照会事項の回答が得られるまでに多くの時間がかかっていることについて、補助事業の名称やどのような照会事項をいただいたのか不明でありませんが、引き続き現制度下において適切な補助金の交付に関する事務等適切な事務を行います。</p>	
914	令和3年7月20日	令和3年8月18日	教員免許更新講習受講のための公印廃止願!!	<p>現役教諭以外が教員免許更新講習を受講の際、「教員経験者である」証明の印鑑は不要である。職歴として本人が記せばよい。</p>	<p>私は元小学校教諭です。出産育児と家族の仕事の都合で昨年退職しました。育児が落ち着いてすぐの復職に向けて教員免許更新講習を受講します。</p> <p>現役教員ではないので最後の勤務校の校長から証明を受ける必要があります。校長名と住所、公印をもらうために0歳児の娘をつれて電車で行きました。感染症が心配な中、リスクのある学校に娘を連れて行かざるをえませんでした。ほんの10秒で終わる手続きのため往復2時間をかけました。校長先生にもお忙しいところお時間をいただきました。そもそも10秒で終わる証明にどのくらい信用性があるのでしょうか。自分の履歴くらい自分で証明します。嘘をついたら職歴詐称です。この手続きはあまりにも無駄だと思います。</p> <p>現在の教員免許更新制度では、多くの人が30歳頃初めての更新を行います。女性にとっても出産育児と重なる時期でもあり、現状では配偶者の都合で退職・引越しをする方も少なくありません。予備教員の確保、女性の社会復帰、働き方改革(正規・非正規・時間講師での教員確保)の面でもこの「往復2時間」が一つの足枷になっているのではないのでしょうか。</p>	個人	文部科学省	<p>教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的として、平成21年4月から導入した制度であり、概要としては以下のとおりです。</p> <p>○2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。</p> <p>※更新講習の受講にあたっては、勤務する(過去に勤務していた)学校の校長や任命権者(雇用者)等による受講対象者であることの証明(公印のあるもの)が必要。</p> <p>○平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状):有効期間なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。</li> <li>・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。</li> </ul> <p>○平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状):有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。</p>	教育職員免許法	検討に着手	<p>受講対象者の証明に関する書類については、郵送でのやりとりが可能です。</p> <p>また、教員免許更新制については、これまでの中央教育審議会における包括的な検証の中で、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げないことが両立できるよう抜本的な検討が必要であるとされています。これを踏まえ、令和3年3月12日、中央教育審議会に対して行った「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の諮問の中で、教員免許更新制については先行して結論を得ていただくことを求め、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会にて4月30日以降議論が行われているところです。</p>	
915	令和3年7月20日	令和3年8月18日	放課後児童健全育成事業の指定管理者制度や民間委託等での運営について	<p>放課後児童健全育成事業(学童保育)の実施運営について、市町村(東京特別区を含む。)が、指定管理者制度や民間委託の方法による運営が増加する傾向にあります。しかし、どのような事業者が運営する場合でも放課後児童健全育成事業の質の確保は必須です。今後、放課後児童健全育成事業を発展させるためにも、指定管理者制度や民間委託等の方法を正しく運営するための運営ルールづくりを専門の審議会等を設けて実施していただきたいです。</p>	<p>放課後児童健全育成事業(学童保育)を実施する場合において、実施主体である市町村(東京特別区を含む)が、指定管理者制度や民間委託の方法により、民間の事業者に業務を委託するが、本来守るべき厚生労働省局長通知である放課後児童クラブ運営指針を遵守や放課後児童クラブ運営指針の存在すら知らない事業者や一部であるが市町村の放課後児童健全育成事業の担当課の職員も存在いたします。今後、放課後児童健全育成事業を発展させるためにも、指定管理者制度や民間委託等の方法を正しく運営するための運営ルールづくりを専門の審議会等を設けて実施していただきたいです。</p>	個人	厚生労働省	<p>放課後児童健全育成事業は、市町村を実施主体とし、市町村が条例で定める基準に基づき実施しています。</p>	児童福祉法	現行制度下で対応可能	<p>事業を委託等するかどうかは、実施主体である市町村において判断すべきものと考えております。また、委託等を行う場合であっても、市町村が定める基準に基づき、適切に事業を実施しているものと考えております。</p> <p>なお、ご提案のとおり、放課後児童クラブの質の確保を図ることは重要と考えており、厚生労働省としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員等に対する研修の推進</li> <li>・放課後児童支援員等の処遇改善の推進</li> <li>・活動内容に関する質の向上のための評価の推進</li> <li>・育成支援の周辺業務を行う職員の配置等を行い、引き続き、放課後児童クラブの質の確保に努めていきます。</li> </ul>	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
916	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ムーンショット型研究開発事業(農林水産分野)の手続き簡素化について	<p>1. 機関から生物系特定産業技術研究支援センターへ提出する諸文書の押印廃止 本事業では各種書類に機関長印の押印を要求されます。事業実施者が余計な事務に時間を取られないよう、押印不要としていただくようお願いいたします。</p> <p>2. 基金事業であることを活かした複数年度契約の実現 基金事業である特性を活かして生研支援センターの管理事務を見直し、書類対応コスト低減するような改善をお願いいたします。</p> <p>3. 上記2. に伴う提出書類(研究計画書、積算資料等)の削減 研究計画書、積算資料等につき、同じような資料を手を変え品を変え複数回提出させることをやめ、また提出書類送料の削減をお願いいたします。</p>	<p>本事業の目指す「独創的な知見・アイデアを取り入れた挑戦的な研究開発を推進」には、河野大臣や平井大臣が重視されるスピード感や勢い等が重要ですが、生研支援センターの管理方針や研究者・機関への要求がそうなっていません。研究者・機関が研究開発に集中し、成果の創出できるよう改善をお願いいたします。</p> <p>内容1. の理由 昨今の報道等では、行政文書あるいは省庁内手続きにおける押印が廃止されつつあるようですが、本事業では各種書類に機関長印の押印を要求されます。研究者・機関が余計な事務に時間を取られず、研究開発に集中できるよう押印不要としていただくようお願いいたします。</p> <p>内容2. の理由 本事業は基金事業であることから、FIRSTやIMPACTなど過去の事業に倣うと管理機関と実施機関、実施機関同士で複数年度契約が可能であり、これが実現すれば大幅に書類対応コストが低減でき(5回が1回で済む)、研究者や支援者が研究開発に集中できます。ですが、生研支援センターは通常の実施要領をほぼそのまま監督しており(この実施要領自体多くの手続きを要求し、JSTやJSPSの事業に比して煩雑で多くの時間を取られます)、基金事業であるメリットを活かせておりません。基金事業である特性を活かした簡素な対応の実現をお願いいたします。</p> <p>内容3. の理由 現状、初年度の契約に向けて準備期間ですが、研究計画書、積算資料等同じような資料を、手を変え品を変え複数回提出しなければなりません。この結果、研究者並びに支援者が研究開発の開始準備に集中できず、書類対応ばかりしています。これが翌年度以降続かないよう、提出書類総量の削減をお願いいたします。</p>	個人	農林水産省	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。		
917	令和3年7月20日	令和3年9月10日	日本年金機構	電子申請に協力してくれと言われ実施するも、不明点があり問い合わせ窓口にかけると、回線がいっぱいで、他の係に繋がり、かけ直しを求められる	同じ機関であるのだから、民間人より知識があるはず。なければ教育をするべき。せめて要件を聞くか、折り返すか、電話番号で回線予約ができるようにすべき。 国のシステム若しくは能力不足のために、時間と電話代を使用するのが無駄。いつまでたっても生産性が上がらない	個人	厚生労働省	健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第25条等	現行制度下で対応可能	電子申請の利用促進については、令和3年度についても引き続き集中的に取組を進めており、ねんきん加入者ダイヤルについては、令和3年6月より、オペレータを増員し体制の拡充を図りました。 また、年金事務所におけるお客様からの問い合わせについて、担当課以外の対応として、折り返しの対応を行うようあらためて徹底してまいります。		
918	令和3年7月20日	令和3年9月10日	状況、情報共有のための写真等送付に関するメール等活用促進	相談や提案窓口への状況説明に際して、なかなか伝わりにくい状況を共有できる写真等をメール等にて送りその上で相談できる仕組みについての充実について提案させていただきます。	一昨日、今年8月ごろに報道が多くありました中国からの郵便物の種子らしきものが私の自宅に郵送される事例がありました。警察生活相談係に相談しましたが、警察のご質問に対するわたしの説明が分かりずらそうで見てもないと分からないとのことでしたので、メールアドレスをお教えいただければ写真を送りますと申し上げたところ、メールアドレスはありませんとのことでした。個人情報をはじめとした情報保護に対する配慮が必要であると思いますが、本提案は相談や提案の円滑化、正確な情報共有、相談時間短縮などのメリットが多く、行政のあらゆる場面で実施に向けてご検討いただければ幸いです。企業相談窓口のサイトで不具合状況の写真を添付出来るサイトがあるものもあります。本サイトにも文字だけではなく資料添付できる仕組みの追加ができれば、より良い提案の促進が図れるのではと拝見いたします。ご検討いただければ幸いです。	個人	警察庁	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
919	令和3年7月20日	令和3年9月10日	警察庁第四次犯罪被害者支援基本計画について	上記読んで頂けたでしょうか、これぞ縦割りの極み、被害者や遺族は、どの被害が、どこに、何を、どうすればよいのかわかりません。犯罪被害者や遺族が何も知らず何もなくても、各行政各機関、警察の方から、被害者や遺族へ、ワンストップで、対象の全ての支援を、実施していただけるようお願いいたします。	多くの各行政各機関や警察が、犯罪被害者支援のために事業サービスを用意されているようです。しかし、被害者や遺族は、どの被害が、どこに、何を、どのようにすれば、支援されるのか、よくわかりません。さらに被害者や遺族側が知って申請しなければ支援されないように見えます。グリーフなどの精神状態では、知る事は難しく、申請はほぼ無理と思えます。私の場合、こちらから申請しても、用意している側が理解承知しておらず、採めた支援が多数ありました。被害者や遺族に周知するよう通達が出ておりますが指示命令ではないので周知していないとか、あなたは対象外などと言われました。犯罪被害者や遺族が何も知らず何もなくても、各行政各機関、警察の方から、被害者や遺族へ、ワンストップで、対象の全ての支援を、実施していただけるようお願いいたします。内閣の方からも警察庁や各行政各機関の方へ指示命令をお願いします。	個人	警察庁	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされており、令和3年3月30日に、同年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、同計画に基づき、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等が連携・協力し、各種施策を推進することとされています。 御提案の関係では、「被害者の手引」の内容の充実等(施策番号218)、警察と関係機関・団体等との連携、協力の充実・強化及び情報提供の充実(施策番号182)、地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進(施策番号167)、地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進(施策番号168)等が、同計画に関連施策として掲げられています。	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)	現行制度下で対応可能	「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等に対して被害直後から様々な関係機関・団体等が協働し、継ぎ目のない中長期的な各種支援を実施する支援体制を構築することで、犯罪被害者等への支援の一層の充実を図ってまいります。 具体的には、警察において、犯罪被害者等にパンフレット「被害者の手引」を配布し、各種制度について適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関・団体等を紹介し、関係機関・団体等や府省庁に係る制度の案内書、申込書等を提供するなど、犯罪被害者等にとって必要な支援を行ってまいります。また、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が全ての地方公共団体に設置されていますが、警察庁において、地方公共団体に対し、先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口の相談窓口機能の充実や、地域住民に対する総合的対応窓口や各種制度等の周知を要請することにより、犯罪被害者等に対する各種行政サービス等の生活支援の充実を推進してまいります。 全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、同計画に沿った犯罪被害者等施策の推進に一層取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
920	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入試のデジタル化について	入試に関する調査書等のオンライン提出	印鑑廃止の議論が各行政機関で行われていますが、大学入試等で必要な書類に印鑑が多数あります。また、オンライン出願でも学校から提出する書類は郵送というところが主流です。そこで、調査書等学校からの提出書類もオンラインで提出というように改革をしてほしい。紙ベースでの書類も元データはデジタル化されているので、出願システムや提出システムが統一化できれば、一気にデジタル化できる分野でもあると思います。文部科学省、県、学校が勝手にやっている感もありますが、ガイドライン等で国が示したものがベースだと思うので、まずここをデジタル化してほしいです。	個人	文部科学省	高等学校・大学関係団体の代表者の合意の上で策定されている大学入学者選抜実施要項に基づき、各大学は高等学校へ調査書の提出を求めており、実施要項において、調査書は紙で作成することとしています。調査書は紙で作成することとしています。なお、現行でも大学と高等学校が個別に合意した場合には、電磁的に記録した調査書をもって代えることが可能となっています。	令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知)	検討を予定	調査書の電子化については、有識者会議において、速やかな完全電子化を目指すべきである一方で、高等学校における統合型校務支援システムと連動する形で進めていくことが求められていることから、統合型校務支援システムの導入状況等を踏まえ、高校・大学関係者等と協議の上で、電子化の検討を進めていく予定です。	
921	令和3年7月20日	令和3年8月18日	電子化するなら汎用性の高いソフトを使うべき	社会保険のG-bizで従業員データをインストールするために専用の解凍ソフトをインストールしなくてはならず、さらに解凍用のパスワード12桁を手入力でしか入れられないため、2時間もかかった。電子化されても、環境設定でこんなに汎用性が低いと、移行へのハードルが高すぎ。	厚生労働省、経済産業省など各省庁の縦割りをなくして、ネットサイトは汎用性を持たせる	民間企業	厚生労働省	GbizIDは法人・個人事業主向け認証システムであるところデータをインストールする機能は有していないため、提案いただいた内容は日本年金機構から配布しているターナアラウンドCDからデータをインストールするための手順と推奨いたします。ターナアラウンドCD内には個人情報 <sup>が</sup> 収録されているため、セキュリティ強化対策として、ZIP形式によるパスワード(半角12桁)を設定し、圧縮形式及び暗号化形式を採用しております。	なし	検討を予定	個人情報保護及び情報セキュリティ対策は非常に重要であるため、現行は制度の現状欄に記載の仕様としております。ご指摘の汎用性の点も含め、利用者の利便性向上の観点からも引き続き電子申請の利用促進策の検討に取り組んでまいります。	
922	令和3年7月20日	令和3年8月18日	永田町合同庁舎の無線LAN化	内閣府で勤務しています。永田町合同庁舎はいまだに有線LANです。早急に無線LANの整備をお願いします。	有線LANのため、パソコンを自席から動かすことができず、会議や打ち合わせ、レクのたびに、出席者全員の資料を印刷しています。(自席近くのプリンターは1か月で約10万枚印刷)また、支給されているパソコンが仮想デスクトップ対応のため、オフラインで作業することもできず、メモ取りや資料の修正等もその場でできません。経費の削減及び業務の効率化のためにも、早急実現を望みます。	個人	内閣府	内閣府LAN(共通システム)では、持ち運びやすい小型化されたシンクライアント端末を職員に提供するとともに無線LANを導入することにより、会議のペーパーレス化や利用しやすいテレワーク環境を実現し、働き方改革を支援する情報システム基盤を整備しています。	なし	その他(一部、対応)	令和2年度に当該庁舎の会議室及び執務室の一部について無線LAN環境を整備済みです。テレワーク時等のセキュリティ対策として仮想デスクトップ方式を採用しており、オフラインでの作業はできませんが、Wi-Fiに接続すれば、庁舎内外を問わずリモートアクセスで端末の利用が可能です。	
923	令和3年7月20日	令和3年8月18日	日本学生支援機構が大学生等を対象に行う「学生生活調査」の実施方法等に関して	紙ベースで行われている本調査について、国勢調査のようにネット回答を行うことはできないのでしょうか。また、本調査では自由記述欄がありません。したがって、ネット回答が難しい場合は、マークシート形式の回答で済むのではないのでしょうか。日本学生支援機構は日本学生支援機構法第13条9の定めにより各種調査を行っていますが、これらについてもオンライン化が可能なのについてはネット回答への移行を検討していただきたい	本調査は標本調査であり、前回調査では約8万人の学生が対象となり、回答率は47%であったと承知しています。ネット回答を導入すれば、回答率の上昇が見込めるとともに、集計等に要する時間や人手などのコストが削減できるものと思います。なお、本調査を実施している独立行政法人日本学生支援機構においては、例えば「奨学金の返還者に関する属性調査」も行なっていますが、この調査ではネット回答が可能であることを言います。	個人	文部科学省	御指摘の日本学生支援機構が実施する「学生生活調査」等については、紙面により、主として選択式による回答手法により実施してきたところです。	なし	検討に着手	御指摘の日本学生支援機構の「学生生活調査」のオンライン化について、次回の令和4年度調査よりオンラインでの回答による実施に向けて検討しています。今後とも、大学や学生等の負担軽減の観点も踏まえながら、調査の適切な実施に向けて取り組んでまいります。	
924	令和3年7月20日	令和3年8月18日	大学の物品検収センター廃止と電子化への移行	多くの大学で購入物全品を対象にした検収が義務化されている。見かけ上の非本質的な確認作業のため、全国で年間数十億円規模の国費が費やされていると考えられ、その作業のため教員の教育・研究時間が圧迫されている。検収センターを廃止し、購入者が物品の証拠を写真撮影するなど意味のある方法に改める。	消しゴムのような文房具や書籍、論文投稿などを含めて、教員が購入した物品は検収センターで、物品の品名・品番と納品書、そして注文書の相互確認が行われる。ただし、目視確認するだけで、証拠物を写真に収める訳ではない。ここ数年で、大学の3つのキャンパス計十数箇所に、新規の検収センターが設置された。合計では40～50名のスタッフが雇用されていると思われる。このため年間一億円を下らない運営費が充当され、検収を受けるための書類作成や持参のための手間、教員の教育・研究に充当できる時間が圧迫されている。また、対面方式を強いられているため、キャンパス内でのコロナ感染リスクが心配される。加えて、所属大学の場合、学内の生協のみが検収代行を行うことができる制度になっている。このため、検収手続きの負担を減らす方法として、割高であるが、書類一式準備してくれる大学生協に購入が集中することになる。これには民業圧迫の懸念もある。4月～10月の期間は、コロナ感染拡大のため、物品を写真撮影して代用することも認められたが、11月からは原則対面方式に戻すお達しが出た。政府の行政手続のデジタル化への流れに完全に逆行している。	個人	文部科学省	大学における検収手続き、体制構築については、公的研究費の不正防止に関する実施基準を定めた、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」において、以下のとおり定められています。 ①発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用すること。 ②物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的抽出による事後確認を実施することが必要であること。	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)	検討に着手	大学における発注、検収等の手続きについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいた、研究費不正使用防止体制を整備いただく必要がありますが、引き続き、実効性のある体制の整備・運用を図るとともに、教職員の事務効率化、負担の軽減を促してまいります。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
925	令和3年7月20日	令和4年2月28日	免許センターについて	県管轄ではなく、免許センターは近隣エリア対応にしたい	近所に免許センターがあるのだが、県が違うため2時間かけて行かなくてはならず、高齢者の方の負担が酷い。近県を選択できることは今後できないのか。	個人	警察庁	運転免許証の更新については、原則として住所地を管轄する都道府県公安委員会において行うこととされているところ、優良運転者については、居住都道府県外の公安委員会を経由して行うことができます。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第2項、第101条の2の2第1項	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、一定の場合には、居住都道府県外の公安委員会を経由して運転免許証の更新を申請することが可能です。 なお、現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、一体化する方向で検討を進めており、一体化したカードを活用して、居住都道府県外においても運転免許証の更新を迅速に行うことができるようにすること等を目指しています。	
926	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国による地方自治体への標準空中写真の提供(財源は普通交付税の削減)	空中写真は国、都道府県、市町村において撮影され様々な行政分野で活用されているところであるが、撮影主体、解像度などの仕様、利用目的が異なることから撮影範囲の重複や、活用の障壁となり、ムダが生じている。国土交通省(又は総務省)が中心となって最もニーズのある仕様と頻度にて(例えば固定資産税の課税資料の写真3年ごと、12cm解像度)空中写真を撮影し、都道府県及び市町村に無償又は安価な配布をしてはどうか。また、空間情報インフラとして国土数値情報とともにダウンロードできるようにしてはどうか。	平成29年度に実施された固定資産税調査用空中写真撮影の実態に関する調査(国土地理院)によると、空中写真は固定資産税の課税資料として撮影されているものの撮影主体、頻度、仕様が異なっている。これらは自治体を跨ぐ写真地図作成、利活用、官公署との共有への障壁となっている。 また、私の勤務する自治体では普通交付税による措置があるにも関わらず航空写真は9年以上更新されていない。隣接する自治体、県、河川事務所等との共同撮影による撮影費用の削減についても検討したが、仕様が異なること、事務負担等の理由から断念することとなった。 空中写真と地理情報分析に関する知見を有する国土交通省が行政分野で最もニーズのある頻度と解像度、そしてこれからの空間情報インフラとして必要な仕様を定め、定期的に撮影をすることで、都道府県、自治体を跨いだ課税事務以外の目的での写真地図の作成や利活用を効率的に実施することが出来るかと考える。財源は普通交付税の微徴費(空中写真撮影分)を削減することで確保しては如何か。また、引き続き自治体に撮影させるとしても、仕様を統一し、法定受託事務として確実に撮影させては如何か。先述の調査結果を踏まえると空中写真の保管に関しても課題があるため、国土交通省が一元的に撮影、管理することが望ましいと考える。 一般の閲覧に供するのであれば、国土交通省GISホームページから全国の空中写真をダウンロードできるようにすることで、民間企業による地域の開発、投資を促進できると考える。	個人	総務省 国土交通省	【総務省】 地方税法第408条において、固定資産の適正な評価を確保するため、毎年少なくとも一回実地に調査を行わなければならない旨定められています。この現況調査を効率的に実施するため、「航空写真を活用した固定資産の現況調査の推進について」(平成5年6月22日付け自治評第26号自治省事務局資産評価室長通知)により、航空写真の積極的な活用を通知しているところ。なお、この航空写真撮影等委託に要する経費については、普通交付税措置が講じられています。 【国土交通省】 公共測量の届け出がされている自治体による空中写真撮影の測量成果については、測量法第40条に基づき、その写しを国土地理院へ提出することになっています。国土地理院は、測量法第42条に基づき、提出された成果の写しを保管し、閲覧に供することになっており、閲覧所において閲覧することが出来ます。 また、国土地理院が測量成果の写しをインターネットで提供しようとする場合、測量法第43条に基づき自治体の承認を得る必要があります。	地方税法(昭和25年法律第226号)第408条 測量法第40条、42条、43条	【総務省】 対応不可 【国土交通省】 検討を予定	【総務省】 地方税法第403条において、固定資産の評価は固定資産評価基準に基づき市町村が行う旨定められているとともに、同法第408条による実地調査も市町村長の責任において行われるものです。総務大臣は、市町村が行う評価について同法第388条第4項に定めるような助言等の技術的支援を行う場合がありますが、個別具体的評価に対する権限は有しておらず、基礎データの提供に同じく同様であり、航空写真の撮影を総務省において一括して実施するのは困難であると考えています。なお、総務省においては、経費の節減や事務の合理化を図るため、他の行政部局や複数の市町村が共同して実施することが望ましい旨通知しているところ。また、「航空写真を活用した固定資産の現況調査の推進について」(平成5年6月22日付け自治評第26号自治省事務局資産評価室長通知) また、航空写真撮影等委託に要する経費については、各市町村が適正な固定資産の評価を行うために必要な徴収費として普通交付税措置されているものであり、今後も削減は難しいと考えます。 【国土交通省】 地方自治体が実施した公共測量による空中写真データのインターネットによる提供につきましては、制度の現状欄に記載のとおり、測量法第43条による自治体の承諾が必要に加え予算措置も必要となることから、直ちに対応することは難しいと考えますが、公共測量による空中写真データのインターネットによる閲覧・提供の仕組みについて検討して参ります。	
927	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国立病院機構ブロック事務所について	国立病院機構で医療職2で働くものです。国立病院機構には関東ブロックや四国ブロックや九州ブロックなど分けられ、そこにブロック事務所が設置され、採用や昇進や異動などの人事を担当しています。それを廃止し院長に全任する。もしくは各県の実情にあった経営体制を目的とした新組織を厚労省や国立病院機構以外の県や市町村、医師会から組織する。他県人事異動の廃止。国立病院機構とハンセン病療養所などの人事交流の廃止を提案します。そして国立病院機構は政策医療のみを担い民業圧迫をしない。コロナ肺炎などの感染症専門病院とすると提案します。病院労働組合の解散を提	現在、国立病院機構の実情として異動昇進があり実績を作った事務長や看護や医療職2の職員が昇進します。しかしながら実績を名ばかりのサービス残業の強制や地域の実情に合わず不採算分野の開拓をして、それを実績として具体的な責任や内容はやらずに異動し、結果次の異動者が責任を負い、それを負いたくないため、隠したり本来必要な政策医療には取り組まず診療報酬や自分の成果ばかりを追求する職員が増え赤字経営が改善されず、病院機構の質も下がっています。さらにブロック事務所には医療職2には専門職が居て国立病院機構所属の職員から選ばれます。その人の個人的な感情や価値観で自分の好き嫌いで職員の異動や昇進が行われています。その為に不平等や不透明な人事や経験や実力があってもその人や派閥に嫌われると離島異動や退職を促すハラメントがあります。病院機構の本来の目的である地域包括ケアシステムや民間病院でできない医療や民間病院が受け入れる事が困難な患者の受け皿としてではなく、自分の成果や実績だけを追求し他の職員が巻き込まれ疲弊し病休する職員もいます。また労働組合の為に高すぎる看護師給与も人件費として病院経営を圧迫しています。看護師が中心の組合で給与は民間より30パーセント以上高いです。地域の実状を理解し医療サービスの向上と地域医療の貢献にのみ追求する組織に生まれ変わる為には河野太郎先生みたいな改革者が必要と意見しました。	個人	厚生労働省	機構全体の職員数の規模等を勘案の上、人事等の必要最低限の機能のみを全国6グループで担っていると承知しております。人事に関する事項は、中期目標・計画において記載されているほか、具体的には機構の「職員人事規程」等の各種規程に沿って、機構が適切に対応していると承知しております。労働組合に関しては、憲法が保障している権利であり、関係法令等に沿った対応をしていると承知しております。	独立行政法人国立病院機構法	現行制度下で対応可能	引き続き、関係法令等に基づきながら、機構の目的に沿った取組を行ってまいります。	
928	令和3年7月20日	令和3年11月4日	地方公会計における特殊性の見直しをお願い	地方公会計は平成29年頃に大規模な見直しが行われましたが、その「特殊性」を残したまま企業会計を真似たため、運用上も使いづらいままになっています。特殊性を放置せず、思い切った企業会計に近づけた会計制度にしたほうが市民の税金の使い道が明らかになると思っています。	地方公会計は平成29年頃に大規模な見直しが行われましたが、その「特殊性」を残したまま企業会計を真似たため、運用上も使いづらいままになっています。 (1) 予算科目と勘定科目を一致させる 現状は予算科目と勘定科目が異なるため、通常業務でもシステムが複雑化してしまう。業務効率化とシステム構築のコスト低減のためにも必要。 (2) 仕訳でキャッシュフロー計算書(CF)と純資産変動計算書(NW)の科目は使用しない 地方公会計の日常処理では仕訳でCFとNWの科目も使用します。これは企業会計と異なり、処理の複雑化を招きます。またこれにより、行政コスト計算書(PL)も企業会計の損益計算書と異なり、費用収益に対応しているか疑問でもあります。地方公会計であろうと特殊性を主張せず、コストと資産が正確に反映されるような制度設計をお願いします。	個人	総務省	(1) 地方公共団体の予算は、地方自治法第216条に基づき、款、項、目、節に区分されており、この区分(科目)をどう設けるかは、地方自治法施行規則で定める区分を基準として、各々の地方公共団体において定めるものです。加えて、節より小さい区分を設けることについては、法律に定めがないため、各々の地方公共団体の判断によるものです。 また、地方公共団体の財務書類における勘定科目については、比較可能性を確保するため原則用いるものとして、総務省から標準的な勘定科目を示しているところ。す。 (2) 地方公共団体における会計制度(官庁会計)は、議会の民主的統制下において、予算の適正かつ確実な執行を図る観点から、現金の授受という客観的情報に着目した現金主義会計を採用しています。その一方で、地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政に関する説明責任をより適切に果たす観点から、現金主義会計の補完として、企業会計の手法を用いた発生主義会計に基づく財務書類の作成・公表を推進しているところ。す。 資金収支計算書(CF)の勘定科目を使用するのは、元々、官庁会計は現金主義であるので、官庁会計処理に連動して仕訳を実施することで、他の財務書類を経由せずに直接かつ効率的にCFを作成するためです。 また、純資産変動計算書(NW)の勘定科目を使用するのは、税金を純資産と捉えることによって、NWにおいて、現世代の負担によって将来世代の資源が消費又は蓄積できたかを評価することができるようにするためです。 さらに、地方公共団体の財政活動は、住民から徴収された税金等を財源として配分することにあり、利益の獲得を目的としないことから、企業同様の損益計算を行うことは適当ではなく、損益計算書は作成しておりません。一方で、行政コスト計算書(PL)を作成して、地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト(費用)を、フローの情報として示しているところ。す。	(1) 地方自治法第216条、地方自治法施行令第147条、地方自治法施行規則第15条	(1) 現行制度下で対応可能 (2) 対応不可	(1) 予算科目を細分化して勘定科目と一致させることは可能であり、総務省としても、そのような取組を行っている団体をホームページ等で紹介し、他の団体の参考としていただいているところ。す。 (2) 制度の現状欄に記載のとおり、地方公会計における財務書類は、企業会計の手法を用いつつ、税金等を財源としてこれを配分するという地方公共団体の財政活動(企業会計と異なり利益の獲得を目的としない)の特性を踏まえ、コストと資産が適切に反映されるように工夫を行っているところ。す。 地方公会計は企業会計と違う点もありますが、今後とも、独自の財政活動の特性を踏まえて、改善を重ねていきたいと考えております。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
929	令和3年7月20日	令和3年9月10日	子どもの施策を一元化するための(例)子ども未来庁の創設と関連法の一元化	0歳～18歳までの子どもに係る施策は、主に厚生労働省と文部科学省の管轄となっておりますが、似たような事業が存在しており分かりにくく適切に活用がされていない現状があります。特に地域を混乱させているのが放課後児童クラブ(文科省)と放課後等デイサービス(厚生労働省)。放課後の預かり事業と発達支援が混同され、この10年デイサービスの質の低下と急激な事業者増による国の支出増が止まりません。子どもに関わる施策は、教育や保育と同じように行政下で地域格差なく実施されることが望ましい。そのためには省庁間連携ではなく、1つ組織として関連する施策の整理統合及び再検討が必要。	総合的な視点で検討する部局ができることで、以下の効果が期待されます。 1. 施策の狭間に取り残されている子どもの課題を速やかに解決に向かわせることができる 2. 教育現場が抱えている家庭との連携を学校独自の課題とせず、放課後クラブや放課後等デイサービスと共に地域のシステムとして解決する方向性を示すことができる。 3. 学校現場の閉鎖的な文化に門戸を開かせるきっかけになる。 4. 放課後等デイサービスの位置づけを、改めて子どもの総合的な発達育成事業として検討しなおし役割分担を明確にすることで、子育てと障害児の予算をトータル的に運用できるのではないか 5. 4により、予算の削減と収益目的の事業参入を抑制する効果が期待される。→ サービスの質の担保ができる 6. 4・5により、すべての子どもの最善の利益と安心して生活できる環境の保障につながる。 7. 施策が、違う法律で仕切られているため行政内でも情報の共有が図られていない現状を解決できる。(例)乳幼児健診→母子保健法/5歳児健診→学校教育法など。 → 加えて、民間施設との情報共有がスムーズなることを期待 今回の提案は、放課後等デイサービス事業者の視点から、課題を整理しています。地域自立支援協議会の設置が法で定められ、無償の労力を行使して地域課題の解決に奔走しておりますが、元来子どもの育成は、国を挙げて行うべき最重点課題であり、立ち止まっている間に課題が氣を逸し形を変え肥大化します。いちごっここの取り組みに時間を費やすのではなく、根本から一氣に見直しをかける時期に来ていると感じています。ご検討ください。	株式会社ナビ	内閣官房 厚生労働省 文部科学省	番号321の回答を参照してください。				
930	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の児童手当の受給手続きについて	公務員の児童手当受給手続きについてマイナンバーを利用してオンラインで処理可能にする	公務員の児童手当の手続きについて、毎年そうなのですが、公務員が児童手当を受給する場合、市役所へ課税証明書や住民票を取りに行かなければなりません。みんな休みをとって行っていますが、あまり公務員だけ分ける理由がないような気がします。民間企業はオンラインでマイナンバーを使うと処理できるみたいですが、公務員は今の制度だとできません。コロナの感染拡大防止の観点からも不必要な接触などは避けた方がよく、時代にそぐわない気がします。民間企業と同じ対応にははいかがでしょうか？マイナンバーカードの取得促進にもつながると思うのですが、	個人	内閣府	一般の受給者の児童手当等は、国、地方公共団体(都道府県、市区町村)及び事業主からの拠出金を財源として、居住市町村が認定及び支給を行っています。公務員の児童手当等は、勤務先である所属庁の財源により、所属庁が支給を行っています。所属庁が公務員に支給する場合においても、マイナンバー制度による情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっています。  【参考:児童手当等の財源】 ○一般の受給者 ・児童手当(被用者の0歳～3歳未満の児童分) 事業主7/15 国16/45 都道府県4/45 市町村4/45 ・児童手当(上記以外) 国2/3 都道府県1/6 市町村1/6 ・特例給付 国2/3 都道府県1/6 市町村1/6  ○公務員 ・児童手当 所属庁10/10 ・特例給付 所属庁10/10	児童手当法第17条・第18条 児童手当法施行規則第11条第1項、第12条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通り、公務員分についても、すでに情報連携等による添付書類の省略が可能となっていますので、引き続き情報連携の活用を促進してまいります。	
931	令和3年7月20日	令和3年8月18日	競争的資金の使いにくさの改善	国立大学に勤めていますが、研究を行うためには国からの運営費交付金のみでは無理で、いわゆる競争的資金に応募して資金を得なければ、前に進んできません。しかし、競争的資金は各省庁でルールが異なり、応募書類、採択後の各種手続き様式がバラバラで、しかも紙による申請及び押印が必要なものが多い。最も難しいのが執行ルールで、省庁ごとに異なるだけでなく、非常に細かくも、研究者が研究ではなく事務仕事に多くの時間を割かれている。上記ルールを省庁ごとではなく、統一様式及び統一ルールとしてほしい。	競争的資金は、各省庁(総務省、文科省、経済産業省、環境省、厚生労働省、農林水産省、内閣府など)がそれぞれプログラムを設けて所管しており、これだけではなく各省庁が所管する国立研究開発法人や独立行政法人(JST、NEDO、AMED、農研機構など)も同様に、各種プログラムを有している。 上記においては、応募書類や様式、特に執行ルールがすべて異なっており、例えば研究用消耗品の購入について、ある省庁では問題なく買えるのに、総務省ではいちいち複数社から見積もりをとって、ネットからその消耗品のパンフレット等の情報を印刷して保管しなければならない(年度途中や年度末に検査され、ないとその執行ははじかれる)。研究者や事務の手を煩わせるものは上記以外に出張や人件費等でもある。 各省庁、国立研究開発法人等で異なるルールを設けるのではなく、省庁共通ルールを設けること、そして各省庁で独自のローカルルールを設けないこと、これらを各省庁、国立研究開発法人、独立行政法人はもちろんのこと、補助金適正化法を適用する補助金を交付するプログラムを有する団体にも適用させてほしい。 上記の改善があれば、国立大学・私立大学において、研究者や事務の無駄な労働、コストが縮減され、研究者が研究に咲く時間が増加し、最近低迷する論文執筆数の増加など、活発な知的想像力が増すと思われる。私案としては、最も資金額が多いと思われる文科省科学研究費補助金のルールをベースにすれば、より多くの大学・研究者になじみがあり、受け入れやすいと思われる。	個人	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	令和2年度に実施した競争的研究費の事務手続きに関するアンケート調査結果で得られた大学や研究開発法人における現場の研究者等の方々のご意見を踏まえ、事務負担軽減のための統一ルールとして「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて(令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」を定めました。 例えば、同申し合わせでは、 ・応募申請、会計実績報告等に係る手続きについては、原則、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)等によるオンライン提出とすること ・各事業における独自に必要な項目については、e-Rad等における入力内容と重複しないようにするとともに、簡素な様式とし、電子媒体での提出とすること ・各種事務手続きにおいては、原則、押印を廃止し、配分機関と研究機関(代表研究機関及び分担研究機関を含む)の書類の授受は電子媒体により行うこと ・耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の物品を消耗品として取り扱うこと ・研究機関における証拠書類の保管に当たっては、電子データ保管も可能であること及び研究者に対して必要以上の証拠書類を求めないよう配慮することを明示することなどを定めており、各種事務手続きの改善に係る事項を令和3年度以降実施する事業から適用することとしています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
932	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国家公務員共済組合に関する事務の改善	文部科学省共済組合に加入する大学に勤めているが、旧態依然とした処理方法、あまりにも細かい手続きが多岐に渡っており、非効率極まりない。各種手続き時では、手続き用紙は紙媒体に手書き、押印が必要にもかかわらずシャチハタが不可という不可解さ、また添付書類が多く、しかも幅広く、もっと簡略化できる余地があると思う。	文部科学省共済組合に加入(採用)し組合員証(保険証)を申請する場合は、紙の用紙に手書きし、押印(シャチハタは不可)しなければならない。オンラインどころか、ワード等の電子媒体すら存在しない。大学事務に聞くと、大学だけで決められず、文部科学省が改善しない限りどうしようもないようである(国家公務員共済組合は財務省所管か?とすると、文科省すら無理で、財務省が根源か?)。 上記は一例だが、一事が万事この状態である。年金となると厚生年金加入だが、KKR(国家公務員共済組合連合会)と日本年金機構が絡み、公務員はこれら2つの組織向けに各種申請用紙を作らなければならない。煩雑である。 私の大学では、検認(被扶養者である家族等の内容確認)が毎年あるが、添付書類が複雑である。家族に収入がある場合、区役所の課税証明書だけでは不可で、勤務先から給与額証明書をとるよう言われる(年金収入だと年金改定通知書が必要らしい。課税証明書だけではいけないのか)。扶養が必要だからしているのに、なぜ扶養しなければいけないか理由書を書かされる。被扶養者となれるのは年130万円以下だが、たまたま3か月間の平均収入が108,333円を超えると、たまたまで年額では超えませんが理由書を書かされる。年の途中で退職していたら、退職しているにもかかわらず退職証明書を手動先からとるよう言われる。上記のように、独特すぎるルールである。協会けんぽが所管する社会保険の被扶養者確認では、これほどまでに細かく求められないようです。これを適用すれば、国家公務員の方が予定な労力、時間をとられることはなく、せめて押印廃止、オンラインとすべきである。	個人	文部科学省	共済組合関係書類については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「規制改革実施計画」の方針を踏まえ、令和3年4月以降、債権債務に係る様式以外の全ての様式を押印廃止としました。また、申請、届出についてもメール等による電子媒体での申請手続きが可能となるよう体制整備についての通知を行っています。  また、要件確認(検認)は毎年9月に行っており、過去1年間(前年9月から当年8月)の扶養状況を確認するためのものです。給与収入等の確認については、雇用主の証明以外で代用できる書類もありますが、職種等扶養の状況により提出書類は異なります。課税証明書は年金以外の収入確認のため提出が必要であり、課税証明書の年金収入額は控除後の雑所得となるため、併せて年金改定通知書を提出していただいております。収入が恒常的か一時的な収入か、直近の状況の確認のための書類は、申立書及び退職証明についても同様で、必ずしも「証明書」である必要はありません。  年金請求書においては、平成27年10月に年金一元化となり、被保険者の種別を問わず、請求者が希望する実施機関で受付が行われるようになっています(ワンストップサービス)。 年金請求書および各種届出書類については、原則、各実施機関共通で1通とし、添付書類についても重複するものは省略できます。	なし	【共済組合関係書類・要件確認(検認)について】 現行制度下で対応可能  【年金請求について】 事実認識	【共済組合関係書類・年金請求について】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【要件確認(検認)について】 ご指摘の要件確認(検認)に係る添付書類については、各支部担当者により認識が異なることが無いよう、周知を図ってまいります。	
								184				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
933	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国土調査法等に基づく地籍調査事業を原則中止し法務局が行う地図作成業務に一本化するべき	筆界を確認し旧公図を復元性のある地図に改める作業は、国土交通省負担の地籍調査事業よりも法務局が行う地図作成業務の方が迅速正確に行えるので、法務局地図作成業務に予算と人を集中し、主に市町村が行っている地籍調査事業は原則中止とする。国土調査法も将来的に改正し市町村主体で行い国と都道府県が負担金を出すという地籍調査事業は実に第七次十箇年計画に入ったが60年以上取り組んで国土の半分しか終わっておらず非効率性は明白で制度寿命に至っている。	国土調査法により市町村が行う地籍調査事業は旧機関委任事務であるが同事務廃止後もほぼ同じ枠組みで継続されており事務が複雑かつ非効率基だしい。地籍調査の最終成果は新しく作った地図を登記所(法務局)に備付けることだが地籍調査では成果の登記所備付は任意であり義務化されていない等中途半端である。また市町村が地籍調査の主体となっているのは旧土地台帳とその付属地図を地租徴収のため市町村が作製管理していたことに由来するが、戦後これら資料は法務局に移管されており地籍の情報に最も詳しい行政主体が市町村だった時代は半世紀も前のことである。法務局に備付けられている公図については今や専門家たる法務局職員の方が測量等に不慣れで専門性もない市町村職員よりずっと詳しく、明治期の精度が低い地図である旧公図を、現地測量の上復元性の高い地図に最新化する作業は地図を所管する法務局と専門資格である土地家屋調査士が連携して行う方が素人が多い市町村職員が行うよりも迅速正確に行えるのは自明である。従って市町村が地籍調査の主体となるべき理由は既に失われており、市町村は戸籍情報や地元事情などについて法務局の地図作成に必要な協力をする立場とした上で、筆界の調査と地図作成は筆界特定の権限を持つ法務局に一本化するべきである。国土交通省が持つ地籍調査負担金予算は法務局地図作成予算に振替え、地方自治体の負担金5%分はは地方税と国税の配分調整及び地方交付税の調整で処理(法務省予算とする。現行の地籍調査制度継続を希望する一部自治体のために国土調査法等は移行期間を設けた上で将来的には制度廃止を含む抜本改正が望まれる。	個人	国土交通省 法務省	地籍調査は、土地の境界明確化を通じて、都市計画等の計画策定、公共事業の実施等の基礎資料としても活用することができ、地方公共団体にとっても有益なことから、市町村等が地域の実情を踏まえ実施箇所を決定した上で、応分の負担をして行っているものであり、その成果は登記所に送付され、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。 一方、公図に示された土地の配置と現況とが大きく異なる地図混雑地域では、調査に多大な時間と経費を要し、市町村等による地籍調査が困難であるため、法務省(国)が登記所備付地図作成作業を実施しております。 これは平成15年に都市再生本部によって示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」において、都市部の人口集中地区(DID)のうち、公図と現況のずれが大きい地図混雑地域は法務省の地図作成作業により、それ以外の地域は地籍調査により登記所備付地図の整備を実施することとされたことによるものであり、当該役割分担に基づいて業務を推進しているところです。	国土調査法 不動産登記法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、両事業は、いずれも成果物が登記所に備え付けられるという点において共通しているため、地方公共団体の地籍調査部局と各法務局等は、定期的に連絡会議を開催するなどして連携して取り組んでいるところであり、引き続き、両者の連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。	
934	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達、管理事務の全省庁統一化	物品や車、情報インフラ、不動産、会議室の場所の借り上げなど、調達業務を一手に担う組織ができれば事業者にとって便利になると思います。米国の政府機関にGSA一般調達庁という組織がありますが、それを手本に組織改編をしてはどうでしょうか。 庁舎や土地の空きスペースの有効利用、公用車や業務用車の効率運用、物品や情報インフラの調達、会議室等の借り上げ、印刷その他役務、管理業務の外部委託など各省庁共通で発生する業務を一手に担っています。 また、契約申込や契約のために慣習として提出する書類や押印も未だに多く、簡単になくならないと思えません。これもまとめて担う組織ができれば統一化しやすいのではないのでしょうか。	各省庁が各地域、各県ごとに行っていますが、事業者側にとってやりにくいと感じることが多いです。国にとっても調達という同じ業務を各省庁が各地域、各県ごとに行っているのは無駄ではないでしょうか。調達など一手に担う政府機関が各地域、各県ごとに定期的に競争を行えば、地域経済も効率的に潤うと思います。	個人	財務省 内閣官房	【財務省】 現状でも、各府省で共通する物品や役務調達等の一部について、既に異なる省庁間での共同調達や、同一省庁内の他機関との一括調達を実施しており、これを各府省において推進してきております。 また、契約申込等のために提出されている書類のうち、会計法令上、押印を求めている書類は契約書のみであり、その契約書についても、電子署名といった記名押印に代わる措置を取ることにより電子化が可能となっております。また、その他、契約事務取扱規則第28条に記載する書類も電子化が可能となっております。 【内閣官房】 政府としては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、調達改善を推進する枠組みを構築し、不断に取り組んでいます。 具体的には、各府省庁が毎年度調達改善計画を策定し、年2回の自己評価を実施、結果を公表するなど、自ら調達改善に取り組むとともに、行政改革推進会議は各府省庁の自己評価結果を点検し、調達改善のノウハウの共有化を図るなどしています。	【財務省】 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)第28条等 【内閣官房】 なし	対応不可	【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりであり、これらの状況を踏まえれば、現状では組織改編の必要はないものと考えております。 【内閣官房】 今後とも政府全体で調達改善の取組を進めて参ります。	
935	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国勢調査における集計方法の改善及び住民基本台帳のデータ活用について	国勢調査の集計作業(いわゆる補記)の電子化及び住民基本台帳のデータベースからの電子的複写を許可していただきたい。 現行の方法では国勢調査の回答(ネット回答・郵送回答・未回答)を一つの帳票にまとめる際に、自治体職員がそれら3つの回答(世帯主氏名など)を一覧表に手書きするといった極めてアナログな方法をとっています。 それをネット回答及び郵送回答(OCRによるデータ化済)を統合した台帳を最初に作り、未回答者分について住民基本台帳のデータから住所をもとに転写・転出者等のエラー・イレギュラーについては人間の目でチェックという方式にすれば、ミスの減少・人件費の削減になるかと思われます。	この提案は国勢調査の意義や必要性を認めた上で、低コストで、より精度の高いデータを求めるための提案です。 理由1 人件費の削減になります。上記の作業は調査対象の自治体職員が行っているのですが、少なくない人件費が発生しています。 正規職員に行わせるので雇用の受け皿にもなり得ないことから、削減すべき経費です。システム構築の経費にしても住民基本台帳の仕組みが変わらなければ何回も使えることから経費回収は容易だと思われます。 理由2 ミスの減少に繋がります。日本の世帯数が5000万世帯程度なので、それらを人間の手で転記すると、仮に1000世帯に1件、転記ミスがあるだけで5万もの世帯主情報が誤ることになります。 また、未回答者(回答率が約8割なので1億人の2割程度で約2000万人)については世帯全員を住民基本台帳から氏名・生年月日等を転記するのですが、これも0.1%の確率でミスがあれば、2万人程のミス(生年月日の誤りなど)が発生する可能性があります。 理由3 「行政DX」の例として最適です。現行の方法はネット回答やデータ化された住民基本台帳のデータを紙に転記する、という本末転倒な仕組みになっています。このような無駄かつ全国規模の業務を効率化したという実績は「行政DX」の例として極めて有効であり、他の事業のDXへの弾みになると考えられます。 住民基本台帳法の規制により連携が難しいという懸念はありますが、ぜひ政治主導で変えていただきたい。	個人	総務省	国勢調査では、漏れなく、重複なく調査を行うため、担当する調査区に居住する世帯の一覧(調査世帯一覧)を調査員が作成し、事務の進捗管理を行っています。 調査員は、市町村がシステムから出力した「回答状況確認表」(インターネット又は郵送で回答済の世帯情報)と「調査世帯一覧」を照合し、回答の確認ができなかった世帯については、回答のお願いに伺うこととしています。 なお、市町村では、調査票の記入内容を審査する際に、必要に応じて住民基本台帳等を活用し、未回答事項の補記を行っています。書き直す必要のある調査票等については、電子データによる作成・提出も可能としているところであり、必要な情報を住民基本台帳のデータから転写することも可能としています。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。 今回の実施状況を検証し、その時々導入可能な技術や方法等を取り入れ、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	
936	令和3年7月20日	令和3年9月10日	労働行政などの報告徴収のための訪問をWEB形式にしてほしい	事例) 日時:2020年11月9日 担当部署:群馬労働局雇用環境・均等室 内容:男女雇用機会均等法に基づく雇用管理の状況 育児・介護休業法に基づく雇用管理の状況 上記内容にてアンケート作成と来社の通知がありました。 コロナ第3波の件もありWEBにて対応したいと申し出ましたが、役所内手続きが複雑でできないとの返答でした。 WEBを利用した調査が効率的と考え、役所内での手続き簡素化を提言いたします。	・ZOOMなど使用してヒアリングする ・事前に必要な書類はPDFなどで共有化する 見込める効果 (1)訪問に関する移動時間の削減 (2)調査企業のヒアリング件数アップ (3)人員の効率化	民間企業	厚生労働省	男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に定める事業主に対する報告徴収については、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、それぞれの法律の施行に関し必要があると認めるときに行うものであり、この結果も踏まえて、助言、指導又は勧告が行われるものです。 報告徴収を円滑に実施するために、通常、ヒアリング票の作成及び必要な資料の準備をお願いしています。	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第29条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第56条	検討に着手	WEB環境の制約等の課題を有していますが、WEBも含め効率的な実施方法を検討してまいります。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
937	令和3年7月20日	令和3年8月18日	任期付職員として採用した職員(国家公務員)の再度任用を可能とすること	現在、人事院は、国家公務員においては、明文の規定がないにも拘らず、任期付職員として採用した職員を再度任用することを不可としている。しかしながら実際の行政実務に役立つ高度な専門的知識経験を有する民間人材自体が希少であり、その確保が困難であることが多々ある。 一方で、人事院は、国家公務員においては、明文の規定がないにも拘らず、任期付職員として採用した職員をその任期満了後に再度任用することを不可としているため、一度実際の職務に役立つ高度な専門的知識経験を有する民間人材を採用できたとしても、その者の任期満了後は、たとえ本人が、再度採用の公募に応募すること希望したとしても、それに応じることは出来ず、他に同等の水準の専門的知識経験を有する応募者が全くないことが多いことから、本来、公務において期待すべき専門的知識の水準を長期間にわたってある一定のレベル以上に維持することが極めて難しいものとなる。極論すれば、一度採用した優秀な民間人が任期満了後は採用対象の母集団から外れて行ってしまいうため、公務に利用可能な専門的知識の水準自体が次第に劣化するということにもなりかねない。 かかる弊害を排除し、行政サービスの質を維持、向上するためにも、国家公務員の任期付職員に関しても、現在、多くの地方公共団体が実際に任期付職員の再任用を行っているのと平仄を合わせて、改めて公募等により、競争試験又は選考による能力の実証を経れば、同一の職員をその任期満了後に再度任用することを可能とすることが必要であると必要である。	公務に有用な専門的知識経験を有する民間人材の採用の円滑化を図るために、平成12年に「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」が制定され、多くの民間人が今まで任期付職員として採用されてきた。しかしながら、職務の内容によっては、実際の公務に役立つ高度な専門的知識経験を有する民間人材自体が希少であり、その確保が困難であることが多々ある。 一方で、人事院は、国家公務員においては、明文の規定がないにも拘らず、任期付職員として採用した職員をその任期満了後に再度任用することを不可としているため、一度実際の職務に役立つ高度な専門的知識経験を有する民間人材を採用できたとしても、その者の任期満了後は、たとえ本人が、再度採用の公募に応募すること希望したとしても、それに応じることは出来ず、他に同等の水準の専門的知識経験を有する応募者が全くないことが多いことから、本来、公務において期待すべき専門的知識の水準を長期間にわたってある一定のレベル以上に維持することが極めて難しいものとなる。極論すれば、一度採用した優秀な民間人が任期満了後は採用対象の母集団から外れて行ってしまいうため、公務に利用可能な専門的知識の水準自体が次第に劣化するということにもなりかねない。 かかる弊害を排除し、行政サービスの質を維持、向上するためにも、国家公務員の任期付職員に関しても、現在、多くの地方公共団体が実際に任期付職員の再任用を広く行っているのと平仄を合わせて、改めて公募等により、競争試験又は選考による能力の実証を経れば、同一の職員をその任期満了後に再度任用することを可能とすることが必要であると必要である。	個人	人事院	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律においては、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、5年以内の任期を付して採用することができることとされています。 なお、制度上、退職した任期付職員を再び任期付職員として採用することは否定されてはいませんが、同一業務を行う官職に再び任期付職員として採用することは、任期を定めた採用の趣旨や職員の身分保障上の観点から適当ではありません。	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律	現行制度下で対応可能	任期付職員法による採用は、専門的な知識経験を有する者を、当該専門的知識経験等を一定期間活用して業務を遂行することが必要とされる場合に行うことができるものです。 一方、継続的に専門的な知識経験を有する人材を必要とする業務に職員を採用する場合には、人事院規則1-24(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)等の制度により任期を付さずに職員を採用することが可能であり、任期付職員として採用された者の有する専門的な知識経験を引き続き継続して公務において活用する必要がある場合には、これらの制度により再度採用することができます。	
938	令和3年7月20日	令和3年8月18日	指定難病 告示病名以外の難病名も掲載して欲しい	地域の保健所や難病相談支援センターで作成された「難病ガイドブック」など、「指定難病一覧」を掲載しているものに「告示病名以外の指定難病一覧」も記載してください。	【提案理由】 告示病名以外の指定難病患者がご自身の病気を指定難病と知らずにいるケースが(少数ですが)いくつか見つかりつづいています。 そのような方に指定難病だと気づいてもらうため、「指定難病名一覧」を紹介する際には「告示病名以外の指定難病名」も記載してください。 (印刷代がかさむようであれば、改めて告示病名以外の指定難病名一覧が書かれたwebページのリンクを貼ってください) 【効果】 対象の患者の機会損失を防ぐ	個人	厚生労働省	医療費助成制度の対象となる指定難病については、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)において定めるところとしております。 一方、告示病名以外で指定難病に該当する可能性のある疾病名に関して、情報提供として、厚生労働省の補助事業である難病情報センターのHPIに掲載しています。	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度	対応不可	指定難病医療費助成制度の対象となるのは、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)に定める疾病であり、厚生労働省としては、当該告示で定められている疾病名(以下「告示病名」という。)により、周知資料等を作成しております。 御指摘の「告示病名以外の指定難病名」のことを指していると思われませんが、これらの疾病については、その患者が指定難病患者に当たる場合もあることから、参考として掲載しているものであり、これらはあくまで告示病名として定められている指定難病とは異なるものです。 したがって、御提案の「指定難病名一覧に掲載しているもの」に「告示病名以外の指定難病名」も記載することについては、誤解を招く可能性があることから、困難であると考えています。 一方で、自らが指定難病患者に該当する可能性があるとの認識を持っていただくことは重要であることから、自治体に対して、難病相談支援センター等での周知・啓発活動において、当該情報を活用いただくよう案内することなどを検討いたします。	
939	令和3年7月20日	令和3年9月10日	行政職(二)職員の廃止	行政職係給表(二)の適用を受ける職員として採用されている国家公務員(以下、行(二)職員)は廃止して民間に委託するなどの措置を取るべき。	地方ではすでに行(二)職員に相当する技能労働職員が担当する業務(自動車運転手や清掃員、給食調理員等)を民間に委託して、新規の技能労働職員採用は行わない、既に技能労働職員として働いている者は試験や研修を経て事務職員に任用替えする等の措置をとってコスト削減を図る。 平成30年国家公務員給与等実態調査によれば行(二)職員は2,553名在職しており、毎年減少はしているが20代未満や20代の該当職員も未だ多数いる状況である。厳しい財政状況の中、国家公務員でなければならぬ具体的な根拠も無し行(二)職員として採用・雇用し続けるのは非常に問題である。 特に定年まで年月のかかる30代以下の意欲ある若手の行(二)職員を行政職係給表(一)の適用を受ける職員として任用替えする等の措置を政府として積極的に推進したり、少なくとも行(二)職員の新規の採用はやめるべきである。 効果としては国の財政支出が減る他、民間企業への委託にともなう入札の増加により経済の活性化につながるものと思案する。	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、職務の特殊性等を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用すること、能力及び実績に基づく適材適所の人材配置を図ることとしています。 この方針を踏まえ、各府省等において必要な人材を確保し、人材配置を行っているところで。	国家公務員法第54条	現行制度下で対応可能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	
941	令和3年7月20日	令和3年9月10日	日本年金機構など行政機関のメールでの問い合わせ	海外在住の日本人です。日本年金機構に社会保障協定の運用について問い合わせようとしたところ、メールでは受け付けていないとのこと。海外通話は電話料金が余計にかかるので、メールでも問い合わせできるようにしてください。	コストの削減。記録が残る、など。	個人	厚生労働省	日本年金機構における年金に関する相談の手法は、「来訪相談」・「電話相談」・「文書相談」があり、以下の拠点で対応を行っています。 ①来訪相談(対面):年金事務所(分室を含む)、街角の年金相談センター(オフィス)、市町村等の外部会場で行う出張相談 ②電話相談:コールセンター ③文書相談:年金事務所(分室を含む)、日本年金機構本部	なし	検討に着手	日本年金機構においては、機微な個人情報も多く扱っており、年金加入者や受給者の方々の個人情報を保護する観点から、インターネットの利用については制限しております。 一方で、海外居住者をはじめとする様々な方々から、電話以外のコミュニケーションに対する要望が寄せられている現状もありますので、今般の新型コロナウイルス感染症にかかる現下の状況等を踏まえ、今後、お客様に提供するサービスのオンライン化について、個人情報をやり取りする安全な環境の確保等に十分留意しつつ、検討してまいります。	
942	令和3年7月20日	令和3年8月18日	官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)の運営改善について	とにかく運営の改善を求める。具体的には下記の通り。 ・意味のない報告会や審査会を行わない。 ・以前提出した資料の様式を使い回せることが出来ないような、若干改変した様式で発注することで、手間がかかりかつ意味のない資料作成をするといった負担を現場にかけさせない。 ・まだ資金を受領してない年月における研究成果を照会するという意味不明な発注を行わない。 ・他、常識的に考えておかしな発注等々の自粛。	現在当方の所属機関では内閣府より提案事項にある資金を受領しているが、とにかくこの制度を運営する事務局の業務の進め方が酷い有様であるため、資金を受領する側からしたらありがたいところかかえて迷惑極まりない。上の具体的な提案内容に記載した通りの事例を中心に、常識的に考えておかしな運営が散見されるため、一刻も早く改善していただきたい。これらのことによって、現場の貴重な労働時間が吸収されてしまい、研究に集中することが難しいという本末転倒な状況である。 仮に改善が見受けられた場合、受領した資金をもとに効率的かつ適切に執行を行いながら研究に集中出来るため、期待できる経済効果等は大きいであろう。	個人	内閣府	PRISMは、平成30年度に創設された制度であり、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)が司令塔となって、民間の研究開発投資誘発効果の高い領域に各府省の施策を誘導するため、統合戦略や統合イノベーション戦略推進会議が策定する各種分野別戦略等を踏まえ、各府省の施策に対し、追加の予算配分を行っています。 上記の領域は、令和3年現在、①革新的建設・インフラ維持管理技術／革新的防災・減災技術領域、②AI技術領域、③バイオ技術領域、④量子技術領域の4つが設置されています。 追加の予算配分を行う各府省の施策の選定にあたっては、まず、上記領域にそれぞれ設置された運営委員会にて検討を行い、次に、適当と認められた施策について、CSTI議員、プログラム統括及び外部有識者から構成される「PRISM審査会」で審査を行います。 この審査体制は、令和元年度の運営体制の強化に伴い整備されました。具体的には、令和元年に各種課題に対応するため「PRISMの今後の在り方に関する検討会」を設置して検討を行い、「ガバナンスボード」の下に、PRISM審査会を設置し、年度評価及び推進費配分の審査を厳格化し、「内閣府が、推進費の配分を受けている事業、元報告の状況を把握するために、各府省庁から定期的に予算要求及び執行状況等の報告を受けるメカニズムを導入」が図られました。後段については、年3回定期的に、予算要求及び執行状況、並びに事業の成果について報告を求めています。 追加の予算配分は、年4回程度を行っており、4月、6月、9月、11月が目安となっています。また、基本的に、4月は前年度から継続している事業、その他は新規に行う事業の予算配分を行っています。	なし	対応	国の事業は国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、公正かつ効率的に使用されるように努める必要があることから、事業を所管する内閣府が審査に必要な資料の提出や執行状況の報告等を求めることは必要なことであり、事業を行う関係省庁・関係機関がこれに応じるのは必要な事務と考えます。その際には、関係省庁・関係機関に過度な負担をかけないように配慮することも重要であることから、報告や審査会の開催については必要最小限としているところであります。 資料作成については、PRISM審査会資料の様式その他提出資料の様式については統一化を図っています。また、PRISM制度中間評価に係る関係省庁へのアンケートの中でも改善要望があり、中間評価結果報告には「PRISM制度の効果的・効率的な運用を図る観点から、各府省に推進費を配分する際には必要とする様式について統一化を図るとともに、評価に係るスケジュールの明確化等を図ることとする」と明記し、公表しています。今後必要に応じ、改善に努めてまいります。 次年度も事業を継続する場合、当年度の研究成果を提出し、この評価結果を踏まえ継続することが適当か審査します。次年度4月配分の場合、当年度12月には研究成果を提出する必要があるため、9月、11月に配分した事業については提出が困難であり、次年度6月以降の配分とすることで対応しています。関係省庁・関係機関に研究成果の提出を依頼する際に、こうした意図が十分に伝わっておらず、特に11月に配分した事業の場合「まだ資金を受領してない年月における研究成果を照会」されたこととなり、意味不明な依頼になったと考えられます。また、これに限らず、国会対応、予算要求対応等により、緊急に作業依頼を行うにあたり、きめ細やかな依頼ができなかったケースがあったと認識しており、こうした事例も踏まえて改善を図ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
943	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入札参加資格審査申請の方法	行政省庁・市町村工事、納入などの発注は、毎年ないし2年に一度、入札参加資格審査申請の手続きを行うい、指名業者登録を行う。 行政省庁・市町村に依って方法、書式が全くバラバラで、大変な労力を必要とする。 国の統一書式が存在するのに、独自の様式・独自のシステムを利用させ、わざわざ大変にしている。 例えば工事などは経営事項審査を受けているのだから、それに不足なものがあれば添付する、これで事足りないのか？ 企業コードの活用は出来ないのか？ この莫大な、バラバラなシステムの在り方の見直しを切に願います。	省庁、市町村、組合により全く違う提出方法を求めるが、知りたい情報はどこも同じでは無いのか。 だったら全国統一にして、不足書類、情報だけを求め、同じような作業をあらかじめ行う事を減らし、省庁市町村組合、企業皆さんの互いが作業効率上がる仕事出来ると思うから提案しました。	個人	総務省	規制改革の番号1231の回答を参照してください。				
944	令和3年7月20日	令和3年8月18日	企業に向けての活動調査	経産省、総務省等々から毎年工業統計調査、経済センサスその他諸々届きます。 当該資料は提出義務があるようです。これら資料を作成するだけでもかなりの時間を要し生産効率を著しく下げます。 これら資料は税務署に問い合わせれば必要な情報は殆どありますのでわざわざ別途作成する必要はありません。	提案が実現した場合、国から下請けする申請用紙の発送コストや運送コスト、BPOコスト等の税金が減り、且つ申請企業の生産性が上がります。どう考えても当該資料は無駄な行為と考えます。	民間企業	総務省 財務省 経済産業省	ご指摘の経済センサスや工業統計調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査として実施しています。 これら統計調査では、いわゆる税務情報にはない品目別出荷額やサービス収入の内訳等も調査事項としており、政策立案やGDP統計作成のために必要不可欠のものとなっております。	統計法	その他	制度の現状欄に記載のとおり、すべての調査事項を税務情報で代替することは困難ですが、報告者負担軽減の観点からも、御指摘を踏まえ、その活用可能性について、関係省庁に相談の上、検討してまいります。	
945	令和3年7月20日	令和3年8月18日	e-taxの対応条件について	e-taxでの確定申告について毎年毎年、確定申告を行っていますが、e-taxでの申請条件がブラウザのバージョンやmacosのバージョンなど古いバージョンだけしか対応してなく、ブラウザやバージョンをアップデートをして最新にすると申請できないので、最新のバージョンでも申請できるようにしてほしい	しっかりと最新に対応、逆にサポートが終了した(する)ものは対応外とする事でPCの買い替え促進で経済が回り、最新にする事でITセキュリティも向上してウイルス、ハッキングの危険性が減ります。 仕事のスピードも上がり生産性の向上を見込めます	個人	財務省	番号868の回答を参照してください。				
946	令和3年7月20日	令和3年8月18日	文書管理システムとADAMSの連携について	一元的な文書管理システムと官庁会計システム(ADAMS)を連携させることで行政決裁終了後再度支出負担行為決裁書の回議を行うといった事務の重複が改善される。	個人相手の補助金事業を担当していた際、行政決裁が完了した後に再度ほぼ同ルートで支出負担行為の決裁を行わなければならない、負担を感じていた。特に支出負担行為は紙決裁のため持ち回らなければならない、その時間を要することで本来重要な業務である現場対応に遅れが生じることがあった。これらを電子決裁に一元化することで、意思決定後の事務的な決裁である支出負担行為の回議の時間を短縮し、本来行うべき住民サービスの向上や職員の超過勤務削減につながるのではないか。	個人	総務省 財務省	番号697の回答を参照してください。				
947	令和3年7月20日	令和3年8月18日	全国の学校で、紙による配布物の廃止を推進。	2022年4月から、全国の小中学校は紙による配布物を強制的に廃止し、公式LINEやメール等を学校と家庭の連絡手段とする。特別な事情がある場合のみ、家庭単位で学校に申請し、紙による配布を許可するといった許可制とする。	学校で配布する一枚の手紙が全校生徒に、そしてそれが全国のおよそ3万校の小中学校で行われているとすると、紙の消費量は著しく、つまり膨大な数の木々が伐採されていることになる。こうした著しい木々の減少は、温室効果ガス排出量増加の直接的な原因となるため、持続可能な社会を実現しようとする世界の努力に教育機関が悪影響を与えてしまう。私たち中学生が将来も緑溢れる社会で活躍するためには、今、一枚でも紙を節約していくことが必要不可欠なことであると考え、この意見を提案した。	個人	文部科学省	番号725の回答を参照してください。				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
948	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の副業解禁	公務員が副業を行うことを可能にしてほしいです。	公務員が副業をすることが可能になれば、ただ日々与えられた業務を遂行することだけのマンーンから脱却することができ、改革や新たな制度に対してもポジティブな意見をもつことができるはず。このまま、ただトップダウン的に物事を進めても、この民主主義の世の中においては最終的に民意が必要。だからこそ、変えるべきものは外でなく内であり、人だと思います。そのためにもまず、国の中を支えている方々に自由な未来を描かせてあげることこそが、真に改革を実行するために必要なことだと思います。 具体的な事象として、教員が本を作成し販売によって利益を200万をほど売りあげ、地方公務員法によって処罰されました。教員の社会経験が不足し、見当違いな教育を行い学生が社会にでるときに必要なことを教えることができないことが問題になっていると、様々なところで耳にしますが、このようなナンセンスな法律がある限り教員の質の問題は永遠に解決が不可能だと思われま。このような事象は多々散見され、公務員の目線は法律によって低いところに縛られております。改革を実行するのならば、同じ目線に立つ仲間が必要。そしてその目線を獲得するためにも、法律の縛りをなくし公務員がより自由でどこまでも高いところまで、みることができるようになってあげてください。 僕はまだ学生で、何かを変える力はありません。ですが、誰よりもこの国のことを想っております。なにより、この国に住むすべての人が幸せでともに良い人生を謳歌することができるよう、いつも願っております。このような意見を述べることしかできませんが、どうかよろしくお願ひします。	個人	内閣官房 人事院 総務省	番号472の回答を参照してください。				
949	令和3年7月20日	令和3年8月18日	厚労省が導入する地方公共団体との共同ポータルサイト「One Public」の非効率について	厚労省が来年2月に導入する地方公共団体との共同ポータルサイト「One Public」について、11月中旬に自治体に知らされたが、その内容が非常に非効率な部分も含む一方的なシステムであるので、従来どおり、通知文はメールで送付いただくよう見直しをお願いしたい。	厚労省が導入する地方公共団体との共同ポータルサイト「One Public」は、11月に通知された内容によると、従来はメールで送付していた厚労省の通知や調査を、クラウド上にUPするというものであるが、 1. サイトを利用するには自治体側でgooglechromeを使用しないといけない。自治体側がIEを使っている場合は、ポータルサイトを使う設定にすると、IE前提で自治体が整備した日常業務で使っているシステムが使えなくなる。 2. 令和2年2月以降、厚労省はメールで通知は送らない。とあったが、11については、通常業務のグループウェアや業務システムをIEで整備している自治体にとって問題。問題を認識しながらポータルサイトを開始するのはいかにがなものか？ 2については、従来はメールで届いた文書をクlick一つで業務システムに取り込めるようにシステム整備して自治体が存在するが、今後は、いちいちポータルサイトからデータをダウンロードし、業務システムに取り込む手間が生じる。 とりわけ、厚労省の通知は自治体を通じて民間福祉施設に通知することも多いが、現在、メールをそのまま転送することができた業務が、自治体が都度ポータルからダウンロードしてから、自治体がメールで発送することとなる。これでは以前、厚労省から郵送で届いた通知を自治体が臨時職員を雇ってコピーし施設へ送付していた時代と似た流れとなってしまう。 よって、少なくとも通知文は、従来通りメールで送るようにすべき。実情を聞かず、厚労省がクラウド化・IT化を進めて、自治体業務負担が増えるのでは本末転倒。	個人	厚生労働省	御指摘のポータルサイトは、地方公共団体と厚生労働省の間の情報共有やコミュニケーション上の課題を解決するため、自治体職員とのワークショップの開催や本格運用開始前のテスト運用を経て、令和3年4月より全国の地方公共団体との間で本格運用を開始しました。  厚生労働省から地方公共団体への通知や事務連絡については、これまでメールで発出してきたところですが、以下の①～③の課題があることから、メールによる発出を原則廃止し、本ポータルサイト上に掲載した通知等を、市町村を含めた関係各地方公共団体において直接ダウンロードしていただくことによる導入に一本化しました。 ①通知・事務連絡をその都度メールで送付するため、過去の通知等を地方公共団体でまとめて参照することが困難であること。 ②市町村への通知等の送付は都道府県を経由して行うため、都道府県側の業務負担や都道府県ごとにタイムラグが生じがちであること。 ③メールファイルサイズ制限により、大容量ファイルはその都度分解して送付したり、CD媒体で送付せざるを得ないこと。  なお、自治体側のシステム上の理由により、本ポータルサイトの利用が可能となっていない自治体に対しては、現在も都道府県を経由してメールによる通知等の発出を継続しているところ。併せて、令和3年度中に本ポータルサイトからメールを自動転送する機能の構築を予定しております。	なし	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、本ポータルサイトの活用が技術的に困難な自治体に対しては、個別に都道府県からのメール送付を継続しております。当省としては、各地方公共団体の接続状況を把握するためのアンケート調査を令和3年度秋頃に実施し、このアンケートの結果を踏まえて、必要な予算を確保しつつ、機能改修等を検討することとしています。	
950	令和3年7月20日	令和3年8月18日	霞ヶ関の「在庁時間の調査」について	現在、霞ヶ関の各省庁では、河野大臣のかけ声？で始まったと言われている「在庁時間の調査」が行われています。しかしながら、ウチの部局では、上司が組織の上層部に付度しているため、職員の本職な在庁時間の報告は行われていません。早い話が、超過勤務時間の制限(45時間/月)を超えないように調整して報告していません。なんのための調査なのでしょう？まったく意味がありません。	河野大臣のせつかくの試みが、霞ヶ関のお役所感覚で形骸化した調査になっています。本当にやるなら、しっかりと「お役人の上層部」を厳しく指導する必要があります。 なんのための調査なのでしょう？まったく意味がありません。そもそも、超過勤務の時間を制限しているのもナンセンス。仕事量は減らないのに残業時間だけを一方的に制限して職員にサービス残業を強いている霞ヶ関の現状は明らかにおかしい。違法労働の強制以外のなにものでもありません。そのためにも、「在庁時間の調査」をするなら、改めて各省庁に「本当の時間」「超過勤務時間ではない」「組織として調整した時間を報告するな！」と指導して頂きたい。	個人	内閣官房	「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各省等では、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。  また、超過勤務に関しては、各省において、上司の明確な指示、業務終了後の速やかな退庁、超過勤務手当の確実な支払いを徹底するとともに、長時間労働の要因に応じて、廃止を含む業務の徹底した見直し・効率化や、人員配置・業務分担の見直し、管理職の日々の適切なマネジメントの実現に向けて、取り組んでいるところです。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
951	令和3年7月20日	令和3年8月18日	省CO2に関する補助事業	「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」などが環境省主導の補助事業が展開されているが、経産省は「エネルギー使用合理化等事業者支援事業」などを展開されている。環境省は省CO2、経産省は化石燃料利用の削減を目的としているが計算方法を改めれば「省CO2」となる事業であるので一本化すべきである	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」等はエネルギー削減量をCO2排出量に換算する方法、経産省「エネルギー使用合理化等事業者支援事業」等はエネルギー削減量を重油換算する方法で応募している。 どちらも基準となるのはエネルギー削減量で最終的な換算係数の違いだけで応募先が異なるし導入や更新する設備はどちらの事業も同様なものが多いので補助事業を利用したい事業者に混乱を招いている。 申請方法異なり環境省は紙主体で「応募申請→交付申請」と2ステップであるが経産省はオンライン主体で「交付申請」のみである。 これらの補助事業が1本化されオンライン申請で簡素化されると補助事業活用に消極的であった小規模な事業者も応募しやすくなり、設備投資が促進され省CO2の更なる促進を図ることができる。 現状では年度上期に応募し下期に事業実施で年度下期は設備工事現場が繁忙となる傾向があるので四半期ごとに応募が可能となる設備工事現場の業務量や機器製造者の生産量を平準化できるためワークバランスが取れた環境の醸成、またエネルギー利用の平準化を図ることも可能で、省CO2と省エネは言うまでもなく社会全体の平準化を図ることが可能と思われる。	個人	経済産業省 環境省	環境省の事業は工場・事業場全体でCO2排出削減につながる設備更新、エネルギー転換(電化・燃料転換)等の取組支援を行っております。経済産業省の事業は省エネにつながる先進的な事業や大規模な事業を含む高効率設備の導入支援を行っております。  なお、環境省及び経済産業省ともに、事業に対する評価を行う必要がある事業については、応募申請(公募申請)→(採択)→交付申請との流れとなっております。  公募時期については、原則として年度内に額の確定を行う必要があることから、事業の実施に必要な期間も考慮し、予算執行が可能となる4/1以降、所要の制度設計を行ったあとに速やかに公募を開始しております。また、例外として、事業規模が大きく、単年度での実施が困難である場合等に、複数年度にわたって事業を行うことを可能とする仕組みとして、「複数年度事業」としての申請を認めています。	なし	その他	環境省の事業は工場・事業場全体でCO2排出削減につながる設備更新、エネルギー転換(電化・燃料転換)等の取組支援を行っております。経済産業省の事業は省エネにつながる先進的な事業や大規模な事業を含む高効率設備の導入支援を行っており、エネルギー転換等の取組は対象としておりません。このように事業内容が異なるため、一本化は困難です。 環境省においても、オンラインでの申請等の手続きが可能になるように順次取り組みを進めているところです。 また、環境省及び経済産業省ともに、公募時期は事業の特性も踏まえて設定しております。年度当初の公募で予定額以上の応募があった場合は、年度内であれば事業者の都合で設備導入時期を決められることから、年度内に複数回の公募を行うことなどは予定しておりません。なお、事業規模が大きく、単年度での実施が困難である場合等には、「複数年度事業」として申請いただくことで、1年目に設計を行い、2年目に工事を行うといったような対応も可能であり、事業実施時期の平準化にも資する仕組みとしています。 ご提案を踏まえ、両省で連携しつつ、公募の開始時期を合わせるなどの対応を検討いたします。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
953	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達ポータル MacOS対応	調達ポータルはWindowsOSのみに対応しており、MacOSにも対応していただきたい。	先日、政府調達案件への応札を行いました。当社では大半の社員がMacbookを利用しており、結局紙での応札となりました。政府の情報インフラとして、特定事業者(マイクロソフト)に有利な状況を作っているということでもあり、調達の効率化のみならず、OS採用の公平性の面でもMacOSに対応していただきたい。	個人	総務省	調達ポータルの推奨環境としての対象OSはMicrosoft Windowsのみ利用可能となっています。	なし	検討を予定	調達ポータル利用者は、一般国民ではなく、政府電子調達(電子入札・契約)への参加を希望する企業(事業者)を想定しております。 また、政府予算を用いて運用している情報システムとして、その改修にあたり、費用(投資)対効果を慎重に見極める必要があります。 したがって、利用者(事業者)の利便性向上だけでなく、調達の効率化及びOS採用の公平性等の観点からも、国内の業務(事業)用途での各OSの市場占有率(シェア)、政府のオンライン手続上での各OSの利用状況及び各OS利用者(事業者)の利用頻度、政府電子調達(電子入札・契約)手続上でのオンライン利用率向上への寄与の可能性等、各判断要素を総合的に踏まえた上で、推奨環境の対象に追加するOSについて検討してまいります。	
954	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入札における委任状の廃止	競争入札において、応札を提出する際に求められている委任状は、提出者と応札者が異なる際に提示することとなっているが、法人が提出する際は不要としていただきたい。	法人が応札者である場合、応札者としては代表取締役等、会社を代表するものが応札者となるが、よほどの小規模事業者でない限り、実際に入札関連書類を持参するものは営業担当が当たり前である。委任状は別法人(例:弁護士等)が持参する場合のみの提出としてはどうか。	個人	財務省 総務省	【国について】 委任状については会計法令上定められている手続きではありませんが、競争入札等において提示・提出される委任状は、入札書を提出する者が入札者より代理権を授けられている者であるかどうかを確認するための書面となっております。  【地方について】 委任状は、地方自治法及びその関係法令において、入札の際の提出書類として定められておりません。	なし	【国について】 対応不可  【地方について】 その他	【国について】 入札書を提出する者が入札者の正当な代理人であるかどうかを確認することは、例えば会社内で何ら権限を持たない者による入札や、全くの第三者による入札を防止するためにも、必要なものであると考えます。 そのため、「正当な代理権を持つ者であるかどうか確認できる状態」としておくことが必要であり、書面提示・提出の代替手段が無いのであれば、委任状の提出は必要であると考えております。  【地方について】 御提案にある入札の際に提出する委任状については、地方自治法及びその関係法令において、入札の際の提出書類として定められていないため、その提出の要否については、各地方公共団体において判断されるべきものと考えます。	
955	令和3年7月20日	令和3年8月18日	各省庁における 予算編成作業について	予算書を折って確認するという無駄な作業の廃止について	友人がとある省庁で予算編成の業務をしているのですが、予算書作成は以前の活版印刷とは違い、システムが導入され、文字がズレる等の問題がおきないにもかかわらず、未だに予算書を折って、過去の予算書と見比べたりしているとのこと。また、担当者同士で読み合い、間違いをチェックするという時代錯誤も甚だしい作業もしているとのこと。これら作業のため、数十人が夜を徹しているというのは、税金の無駄としか思えません。無駄な残業代。一刻も早くやめさせるべき！やらなくても良いことに税金を使っている場合ではありませんよ！	個人	財務省	予算書は、法令に基づき国会に提出し、議決を経るものであり、議案として、法律案と同様の正確性を期す必要があります。 そのため、予算書の確認作業として、予算書に誤りがないか、読み合わせや過去の予算書との比較対照等を行っております。 このような確認作業は、予算書の正確性を期すため、引き続き必要なものと考えています。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
956	令和3年7月20日	令和3年8月18日	婚姻時、離婚時の 年金連結の簡素化	結婚時に夫婦としての年金手続きを、改めて社会保険事務所へ出かけて手続きをする必要があると言われました。社会保険事務所は予約が必要と言われます。何故?紐付けが簡単にできないのでしょうか? 離婚時も年金の手続きで、出頭が必要でしたので、婚姻届けでどうにかならないか?	そもそも分かりづらい年金制度を、国民が理解できる言葉で説明して欲しいし、分かりやすくしてほしい。	個人	厚生労働省	婚姻時・離婚時の年金関係の各種手続については、婚姻、離婚の事実確認だけではなく、年金記録等その他事項の確認も必要となるため、基本的には年金事務所でのお手続きが必要となります。現在、市区町村で保有している戸籍関係の情報は、日本年金機構とは連結されておらず、年金関係の手続時には、戸籍謄本等の添付をお願いしているところです。	なし	検討に着手	令和元年の戸籍法改正により2024年を目途に戸籍関係情報のマイナンバーによる情報連携の実現が予定されており、情報連携が開始されれば、市区町村の戸籍情報が日本年金機構に連携され、条件を満たした場合に年金関係手続の際の戸籍謄本等の添付が省略できることとなります。 また、年金関係の手続では電子申請の利用促進を進めており、年金事務所に訪問せずともオンラインで手続が完了できるよう、検討を進めているところです。 引き続き国民の利便性向上に向けて取組を進めるとともに、周知の際にはわかりやすい内容でお伝えできるよう検討してまいります。	
957	令和3年7月20日	令和3年8月18日	河川堤防にある 草刈工事について	河川堤防上に道路があると、管理者が違うためか、堤防の道路際を道路管理者、堤防の管理者が草刈をしている。そのため、毎年堤防の草刈の時期になると道路際の草がしばらく残っていることがある。同じ草刈なのであれば、例えば大部分を草刈する堤防管理者が道路管理者からお金を貰って、一括して一気に草刈をすればよいのではないか。	運転している者にとっては道路にはみ出してくる草は危険なので、少しでも早く草刈してもらえれば、安全確保につながる。それぞれの管理者が工事を発注していると思うので、一括すれば、無駄な行政コストをカットできると思う。	個人	国土交通省	番号28の回答を参照してください。				
958	令和3年7月20日	令和3年9月10日	官邸登録について	首相官邸の入館登録はFAXで行われているところ、電子メールによる受付を行っていただきたい。	同左	個人	内閣官房	首相官邸の入館登録については、令和3年7月1日からFAXを廃止し、電子メールによる受付に変更しています。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
959	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ハローワークでの 紹介状制度	ハローワークでの紹介状制度を廃止して、もっと求人への応募をしやすくすべきである。	失業して仕事を探す場合、自宅などでハローワークが提供している求人情報サイトを検索して就職先を探します。条件に合致する企業があれば応募しようと思うわけですが、応募するためには、わざわざハローワークに行き、何時間も待たされて、紹介状を発行してもらわなければ応募することができません。非効率極まりなく、それなら応募が面倒だからとあきらめてしまいます。 私は、厚生労働省で非常勤として勤務した際、ハローワークの所長にも、所管する職業安定局にも紹介状は非効率なので廃止すべきであると提案しましたが、相手にされませんでした。また、「紹介状を廃止できないのなら、ハローワークに自動紹介状発券機でも置いて、せめて窓口を待つ時間をなくすることはできないのか」とも提案したのですが、これも聞き入れてもらえませんでした。彼らの言い分としては、「求人企業も条件が合致しない人からの応募は受け付けたくないからハローワークでチェックして欲しいというニーズがある」という。しかし、それは詭弁であって、民間の有料の求人情報サイトでは事前チェックなどやっけないくても成立している。ましてや、ハローワークは無料で求人情報を掲載しているのだからそこまでのサービスを税金でする必要はない。 おそらく、紹介状システムを維持したい背景には、紹介状をなくしてしまうと、ハローワークの人員がいらなくなり、厚生省の予算が減らされてしまうからだと思います。就職先を見つけることを目的とする機関なのに、ハローワークの求人は、紹介状の交付が必要で面倒だからと応募しなくなるという悪循環に陥っています。是非、改善して欲しいと思います。	個人	厚生労働省	ハローワークの職業紹介に伴う紹介状は、求人者・求職者のミスマッチを解消する取組を実施した上で交付します。  その上で職業紹介の際に交付する紹介状については、窓口での手交のほか、ハローワークインターネットサービスにおいてマイページを開設している場合、オンライン上での紹介状を発行することができます。また、マイページを開設していない場合でも、新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、郵送での交付等柔軟に対応しています。	なし	対応	制度の現状欄に記載の取組に加えて、令和3年9月に、ハローワークインターネットサービスにおいてマイページを開設することにより、求職申込み、応募、職業紹介(紹介状の交付に加えて応募書類の送付含む)の実施がオンラインで可能となる予定です。オンライン化の促進により、来所による手間や窓口での待ち時間を気にせずに受けられるハローワークのサービスが更に増える予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
960	令和3年7月20日	令和4年2月28日	自動車運転免許試験の民間教習所等への移管	現在、自動車運転免許試験は主に各都道府県の運転免許試験場で行われているが、これを民間の教習所などの事業者に移管して欲しい。	各都道府県が設置している公営の運転免許試験場は数が少なく、中には1箇所しか設置されていない都道府県も少なくない。そのため、特に実技試験において試験のキャパシティが受験者に対して少なく、東京など都市部の場合には試験予約を行ってから実際に試験が行われるまで1ヶ月近くかかることも珍しくない。これは、半年間と定められている仮免許の期間と比べても決して短いものではない。一方、市中には道路交通法に基づいた技能検定を実施できる技能検定員を有する民間の教習所が多数ある。しかし、市中の民間教習所では検定受験のみを行うことは通常できず、教習とセットになってしまうためこれらの場所で受験をする場合に高額のコストが必要になってしまう。そこで、運転免許試験場の試験業務を民間に移管し、市中の民間教習所でも試験を受験できるようにしてほしい。この施策によって、以下のような効果が期待できる。 ・民間教習所の余剰試験リソースの有効活用によるキャパシティ増加と公営運転試験場の負荷軽減 ・検定事業増加に伴う民間教習所の収益性改善 ・試験実施場所増加による利用者の利便性向上 ・民間移管により市場原理が働くことに伴うサービス品質向上(例えば夜間や土日祝日での試験実施など) ・例えば検定専門業者など、関連する周辺新規産業創造の可能性が生まれる	個人	警察庁	道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条第1項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第40条の3第1項第5号 道路交通法施行規則(昭和35年内閣府令第60号)第24条第8項及び同31条の4の2	対応不可	運転免許試験の技能試験については、交通安全に直接影響を与えるものであるため、公安委員会において指定された警察職員が実施することとされており、技能試験の実施を民間に委託することは、交通安全の確保という観点から困難であると考えております。		
961	令和3年7月20日	令和3年8月18日	建設の技能実習制度及び特定技能について	入国管理局、厚生労働省、FIT、JAC、職業安定所に対して同じ書類、同じ内容の質問が多すぎる。その上、特定技能に関しては担当者ごとに意見が変わる。日本人と同等と各官庁は言いますが、現状では日本人より手間(書類)も費用(給料含めて)もかかる。特に新制度の特定技能はJACも絡みひどい有様です。	同じ書類を提出するので共有して、無い書類だけを提出するようにする。FITなどの定期的な確認でも各省庁に書類を求めたうえで、確認したい事項をまとめてもらう。これだけで提出書類は半分以下になります。尚、特定技能に関わるJACに関しては、毎月費用負担(新規特定技能生1名に対して1か月/25,000円、延長特定技能生1名に対して1か月/12,500円)していても何もしてないので(あるとすれば1回1回の査察くらい)廃止してもらいたいとの意見が多数です。更に今年に入り、義務化された講習15,000円など講習の数も増やしています。本来の特定技能は悪い送り出し機関を無くす、組合も無くし、外国人労働者を不当に扱わない、企業の負担を軽減するのが目的でした。しかし、JACが絡み複雑になり、結果企業の負担は増し、厚生労働省の担当者は、費用負担の内訳は業界団体が決めたと説明する行政書士団体、業界団体ごとに説明内容を変える有様です。その上、業界団体が要望した事項は考慮されずに現状の制度となっております。	民間企業	国土交通省 法務省 厚生労働省	【国土交通大臣による特定技能外国人受入計画の認定について】 建設業においては、①報酬が日給制や時給制で支払われるケースが多く、季節や仕事の繁閑により報酬額が変動することや、②工事ごとに就業場所が変わり、十分に管理の目が行き届きにくいことなどの実態があり、特に外国人材に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要です。 こうした事情や、特定技能制度においては、外国人技能者に対する差別的な処遇が結果的に建設業界の技能者全体の処遇の悪化につながりかねないことを踏まえて、建設分野独自の措置として、法務省における在留資格に係る審査と並行して、受入企業が策定する計画の審査・認定を行う仕組みを設け、最低限必要な資料を提出したことで、同一技能・同一賃金や技能習熟に応じた昇給を行うこととしているかなど、受入企業における処遇や就労環境について厳格に確認し、必要に応じ指導することとしています。 【(一社)建設技能人材機構(JAC)への加入と受入負担金について】 (一社)建設技能人材機構(JAC)は、建設分野における外国人の受入れにあたり、建設技能者全体の処遇改善、低賃金・保険未加入・劣悪な就労環境等のルールを守らない企業やブラック企業の排除、失踪・不法就労の防止等の課題に対応する必要性に鑑み、建設業者団体が共同して設立した法人で、業界を挙げて自らでこれらの課題に対応することとしています。 受入企業は、JACに加入し、業界の定めた行動規範である、外国人材に対する適切な処遇の確保、差別的待遇の禁止、悪質な引き抜き行為の禁止等を遵守することとされています。また、JACの正会員は、建設業団体等であり、受入企業ではありません。JACでは、受入企業に対して、JACの正会員であるいずれかの建設業団体等に加入していただくことを推奨しており、この場合、JACは受入企業から会費を徴収していません。 さらに、受入れにあたっては、全員加入・公平負担の考えの下、JACへの受入負担金(技能実習修了者の場合、月1.25万円/人)を一律負担していただくこととされています。これは、適正な就労環境確保のため、JACが巡回指導や母国語相談窓口等の事業を実施するために必要最小限の費用として負担いただいているものであり、専門工事業団体の総意に基づき水準が決定されています。 【適正就労監視機関(FITS)による受入れ後講習について】 本講習は、制度開始当初より実施しており、計画の真正性確認や母国語相談ホットライン窓口、転職支援等の仕組みの情報提供など、適正就労環境確保の観点から、1号特定技能外国人として就労を開始するに当たって必要な知識、情報等を付与することを目的として行うものです。ただし、受入計画の認定前に特定技能所属機関がFITSによる事前巡回指導を受けた場合には、受入れ後講習の受講が免除され、講習費用は発生しません。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年国土交通省告示第357号)	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、特定技能外国人受入計画の認定制度や受入企業のJACへの加入を前提とした外国人技能者の就労監視の仕組みは、外国人技能者の処遇だけでなく、建設業界の技能者全体の適正な処遇の確保にも不可欠のものです。また、これらについては、建設業界を所管する国土交通省が、建設業界の担い手不足の現状等も見据えつつ、指導監督権限等に基づき、その主体となって責任を持って行っていく必要があります。今後とも、JAC・FITSとも連携し、制度の合理的な運用に努めつつ、不当な処遇や劣悪な就労環境等を根絶することを旨として、受入企業と外国人の双方が安心して雇用・就労できる環境整備を図ってまいります。	
962	令和3年7月20日	令和3年8月18日	免許証、保険証、官公庁等の書類の年号を西暦表示にする	免許証の有効期限が、元号が変わっても旧元号のまま分りにくい。昭和〇〇年の書類は何年前か分りにくい。西暦表示に統一し、元号は捕捉表示にしてほしい。	免許証の有効期限が、元号表示なので元号が変わると旧元号のまま分りにくい。官公庁の書類も元号表示なので元号が変わると書類の日付の元号を変えた書類が必要になり、余分な費用が発生する。元号が変わると何年前かと何年経過したとかが分りにくい。民間では西暦表示が多いと思います。	個人	警察庁	番号727の回答を参照してください。				
963	令和3年7月20日	令和3年8月18日	内閣人事局の人材確保	内閣人事局は独自で公務員採用広報・イベントをやっているが人事院のHPにもその情報を載せていない。公務員試験を受けようとする時に試験情報を見に行くため人事院HPには必ず行く。月数回のイベントのだから他省庁イベントと同列に載せるべきであり、ひっそり行うのは公平性からもおかしい。内閣人事局が行うべき仕事ではない。	採用広報・イベント情報については、人事院が集約して情報発信をしているので、内閣人事局主催のイベントについても同じイベントカレンダーに掲載すべき。 また、内閣人事局はイベントの主催であるべきではないので、これらの仕事は人事院に集約するべきである。 ※内閣人事局は、採用広報のドラマ(KASUMI)を作成しホームページに掲載しているがこれにかかった費用はいくらか?一般的には数千円かかるものだが、ドラマ掲載後の国家公務員試験志望者は減少しており効果はみられていない。内容も、「これを見て公務員試験を受けよう」となるものではない。 数千円のお金があれば、例えば、キャリア採用者(700人程度)の初任給を2万円程度引き上げること可能。 効果のないドラマの作成は国費の無駄であった。 ユーチューブにも載せているが、深夜に女性部下を屋上に連れ出す参事官などはセクハラ、パワハラである。それを指導する立場が内閣人事局ではないのか?これらの広報は公務員の募集にはマイナスになっている。	民間企業	内閣官房	国家公務員法において、内閣総理大臣は、採用試験により確保すべき人材等に関する事務(職員の任用に必要な事務のうち、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む)、採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」に関する事務等をつかさどることとされています。内閣人事局においては、これらに関する事務として採用広報活動を実施しています。	国家公務員法第18条の2、国家公務員法第54条	現行制度下で対応可能	引き続き人事院と連携しながら採用広報活動を実施してまいります。	